

第五部

第四回参議院法務委員会會議錄第一号

昭和二十三年十二月七日(火曜日)

委員氏名

委員長 伊藤 修君  
理事 鬼丸 義齋君  
岡部 常君  
宮城タマヨ君

委員

大野 幸一君  
齋 武雄君  
大野木秀太郎君  
鈴木 安孝君  
遠山 丙市君  
岩本 哲夫君  
深川タマエ君  
來馬 琢道君  
松井 道夫君  
松村眞一郎君  
星野 芳樹君

○検査及び裁判の運営等に関する調査の件  
本日の會議に付した事件  
○検査及び裁判の運営等に関する調査の件  
(浦和充子に関する件につき証人の証言あり)

午前十一時二十二分開会  
○委員長(伊藤修君) それでは法務委員会をこれより開会いたします。本日は検査及び裁判の運営等に関する調査会の事件で、浦和充子に関する事件の証人を取調べることにいたします。証人の方は先ず証言をお願いする前に、宣誓書を各自御朗読願ひまして、署名捺印をお願いいたします。

〔総員起立、証人は次のように宣誓を行なつた〕  
宣誓書  
良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 折原 竹雄  
良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 古澤傳次郎  
良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 岡田 公  
良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 藤井 惠照  
良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

○委員長(伊藤修君) それでは折原さんからお尋ねいたします。外のお方は控室でお待ちを願ひたいと存じます。……折原竹雄さんですね。

○証人(折原竹雄君) はい。

○委員長 どちらにお勤めですか。

○証人 埼玉縣廳民政課児童課長でございます。

○委員長 お仕事の内容は。

○証人 児童福祉法施行事務であります。

○委員長 あなたの方で縣の児童福祉法に基くところの施設について、概略一つお述べを願ひたいと思います。

○証人 児童福祉法による施設と申しますと、先ず母子寮がございます。現在、浦和市に二ヶ所、大宮市に一ヶ所、それから熊谷市に二ヶ所、それから川口市に二ヶ所、これは孰れも公立でございます。この外に恩賜財團同胞援護會支部の経営の母子寮が一つ合せて六つございます。

○委員長 各母子寮の收容人員はどのくらいありますか。

○証人 先ず大宮市にございます母子寮でございますが、現在のところ五十世帯ばかり、これははつきりした数字でないでございます。概数でございますが、五十世帯、それから熊谷の母子寮、これは十四世帯、それから熊谷の母子寮は二つございまして、一つは援護會母子寮と申しておりますが、これが二十世帯と、それから旭母子寮、これが十五、六世帯ではなからうかと思ひます。それから浦和の母子寮、これが十五世帯、これはちよつとした記憶でございます。……或いは数字に多少相違があるかも知れませんが、各世帯員は戦災の未亡人が大部分入っております。大体子供を二名乃至三名を抱えております。平均しまして三名程度ではないかと思ひます。これが母子寮でございますが、次に哺育所でございますが、公立私立を合せて二十ございまして、大体收容人員は、小さいところで七十名ぐらい、多いところでは二百名程度になつております。それからいわゆる不良少年になる虞のある子供、従来の少年教護法に基くところの教護施設といたしまして縣立が一つございまして、現在六十五名の定員のところへ六十名入つております。それから個人経営のものでございまして、児童福祉法に基くところの養護施設と申しまして、戦災孤兒、或いは外地から引揚げて來られたところの孤兒、こういうた者を收容しておるところが四ヶ所ばかりございまして、これはこの四月から児童福祉法の施行によつて、從來生活保護法の施設でやつたのであります。……児童福祉法によつてやる、一番大きな施設としましては、これはフランス系のカナダ人の経営でございますが、セント・ジョセフ・ホームというものが北葛飾郡の南郷井村にございまして、大体この先生は今申しましたようにカナダの方ですが、修道女の方でございます。子供は八十五、六名入つております。カトリック系の経営でございます。それからもう一つは愛染寮というものがございまして、これは北埼玉郡禮羽村にございまして、これは養育家の方が経営されております。……ここには大体子供がやほり二十二、三名、それから乳児が十名ばかり入つております。この施設の先生はドイツ人の方が一名勤めております。非常に熱心な方で子供がよくなつております。なか／＼いい施設でございます。それから財團法人の経営で埼玉育兒園

というのが入間郡の霞ヶ関にございまして、この施設は現在のところ二十八名ばかりとなつております。この数字も始終異動がありますので、或いは相違しておるかも知れません。この施設は非常に社会事業としては古い歴史を持つておるのであります。……財團法人といひましても殆んど個人経営のようなものでありますので、資力に乏しいというふうな關係で、余り大きく仕事ができないような状態でございます。もう一つは埼玉縣児王郡七本木村といふところに嘉美学園といふのがございまして、ここには大体東京の浮浪兒、それから埼玉縣の浮浪兒というふうな者を一緒にして現在四十二名かと思ひます。……入つております。これも財團法人の關係で現在やつておるわけでありまして、それからこれは一般の浮浪兒とか戦災孤兒とかいう者を收容いたしておいて、これはやはり個人経営でございます。……その外に精神薄弱兒を收容しております。これは浦和市に久美愛園といふものがございまして、これは精神薄弱兒が大抵現在のところ十一名入つております。それからこれはこの施設に入れることは適當ではないのであります。……外に施設がないために、大人の方を二十名ばかり入れております。これは小さいうちから預つて、中には十七年も入つておる者がございますが、いわゆる精神薄弱、馬鹿であります。これがおりますので、どこへも遣り場がないというので、一應久美愛園に入れております。……こういう施設があります。それ

から乳児院でございますが、これも財団法人の康保会という団体が経営いたしております。大里郡の寄居町にござ

います。この施設は乳児だけを收容しておりますのでありますが、現在收容定員二十名のところへ二十名ばかりおります。すでにもう收容余力はなくなつております。それから助産施設といたしまして、川越市に医師会の経営によるところの川越産院がございまして、これは極めて小さい施設でございますが、僅かに定員五名という貧弱な施設でございます。おい、これも拡張して行きたいという経営者の希望が出ております。縣の管轄に属しておりますところの児童福祉施設は以上で全部でございますが、その外に國立の教護院としまして、北足立郡大門村に武蔵野学院というものがございまして、これは厚生省の方から直接監督いたしておりますので、その内容等につきましては私存じておりませんが、收容定員は確か百五名だつたと思ひます。すでにこども殆んど一っぱいになつておるような状況であります。

○委員 大体以上ですか。

○証人 縣下の状況は以上の通りであります。

○委員 仮にここに三人の幼児を抱えた生活苦にある婦人があるといたしますならば、これはどういふふうにして救済されますでしょうか。

○証人 生活困難のため子供が養育できないという場合におきましては、児童福祉法の建前からいたしまして、これを養護施設へ收容いたしましたし、そうして保護を加える、こういうことに相成つております。

○委員 只今あなたの以上お述べに

なりました施設の中でどこで救済されるのですか。

○証人 仮に收容いたしますとすれば、セント・ジョセフ・ホームとか、埼玉育兒園とか、愛染養とか、嘉美学園とか四つあるわけでございまして、このうちどれかに入れるのが適当かと思ひます。

○委員 母子共に……

○証人 これは子供さんだけです。仮にお母さんと一緒ということになりますと、母子寮に入れることが一番よいのでありますが、問題になりました浦和さんの場合におきましては、夫がおりますので、これは母子寮に入るといふわけに参らないのでありまして、そういう立場に置かれておるわけでございまして、母子寮に入るには夫がないという場合でございまして……

○委員 夫に棄てられ、若しくは夫から扶養を受け得ないという実情にある場合の母子の救済はできないのですか。

○証人 そういつた実情が本場に居らないと同様でありますれば、保護を加えなければならぬわけでございまして、母子の生活を顧みない放蕩の夫があるといひますれば、その母子は生活を如何にするかということについて非常に迷うのです。そういうような場合に救済の途はないのですか。

○証人 その場合におきましては、本人の希望によつて母子寮に入れる途の一つ。それから先ず第一番に考えることは、生活困難という問題でありますれば、生活保護法の適用を受ける、こういうことに相成つております。生活保護法の適用をしますについては、そ

の土地の担当民生委員という者がおります。その方が実情を調査いたしまして、た上で、確に生活困難であるということが分りますれば、これに基いて生活保護法の適用を受けるわけでござい

ます。○委員 現在の生活保護法によると、そういう場合はどのくらい保証されますか。

○証人 大体現在の法律によりまして、一人、子供でも大人でもですが、一人については、はつきりした数字は分りませんが、十九円五十銭ではなかつたかと思ひます。

○委員 一日に……

○証人 はい。二人、三人の場合には、それは遞減いたして参りますので、額はちよつと分りませんが……

○委員 例へば浦和充子のような場合には、子供を預るということもできるのですか。

○証人 できます。

○委員 そういふものは民生委員が積極的に視察しておつて、そういう人が仮に知れた場合には法の手を差のべるといふ方法に出るのですか、それと本人の申出があるまでは施設が動かないのですか。

○証人 民生委員は絶えず管内を廻りまして、そういう実情にある者を発見した場合には、直ちにこれは保護を加えなければならぬことに相成つております。ただ今度の場合を聞いてみますと、浦和の場合には、丁度吉田村に兄が居りまして、ここへ参りました。僅かに一ヶ月に相成らない状況のよう聞いております。その間におきまして問題が新聞に報道されて、民生委員も初めて知つたというふうに関

ております。それから生活が困難であつたかどうかということについては、これらについても、兄のところは相当の農業を営行いたしております。そういう点については、心配ないということとを民生委員は申されております。

○委員 先程お申し述べになりました各施設どこでも利用できるわけですか、或いは管轄がございまして……

○証人 ございせん。ただ收容定員というのがございまして、現在のところ殆んど満員になつておまして、收容余力がないというやうな実情でありまして、縣といたしまして、非常に悩んでおるわけでありまして……

○委員 例へば本件の問題の起つた北條郡吉田村当りだとか、こが一番近いのですか。

○証人 南郷井村、セント・ジョセフ・ホームというのがこれは僅かに二キロばかりぐらゐると思ひます。

○委員 そうすると近いのですね。

○証人 近いところでございまして……

○委員 そういふ施設があるということは、村人はよく知つておるのですか。

○証人 これは民生委員等につきましては、講習会等を開きまして、その際指示しております関係上、これは承知しております。

○委員 村人はそういう施設があるということは知つておるのですか。

○証人 先ず、一般にそんなに徹底しておらないかと思ひます。

○委員 縣の方ではそういういろいろの施設があるということ、縣民に知らせる方法をおとりになつていらつしやいますか。

○証人 その方法といたしましては、

民生委員を全部集めて、その際に、こういう施設がどこにあるか、こういうことをお話ししまして、それから村に焼つた場合に、村のあらゆる会合の場合に児童福祉法のこういう施設があるということを徹底するようにということとを依頼しておる、この程度でござい

ます。○委員 別にパンフレット、ボスターとか又そういうやうな周知せしめる方法をとつておられますか。

○証人 そういうものは、大体学校とか役場とかそういう方面には全部出してありますが、各家庭には出してございせん。

○委員 如何なるいい施設がありまして、そういう施設のあることを一般大衆が知らないということは、往々にして間違ひが起ります。学校の先生、役場の人は御存知でございまして、うね。

○証人 そういふことは知つております。

○委員 少くも村の指導者階級の人に相談すれば、知り得る状態にあるわけですか。

○証人 そういふふうによつております。

○委員 他に何かお尋ねになりますか。よろしゅうございまして、深川さん、よろしいですか。それではどうもお忙がしいところ有難うござい

ました。

〔証人 古澤傳次郎君着席〕

○委員 古澤傳次郎君、古澤傳次郎さんですか。

○証人 (古澤傳次郎君) さようでございます。

○委員 あなたは何のお仕事をやつ

○委員 只今あなたの以上お述べに

保護法の適用をしますについては、そ

委員も初めて知ったというふうに聞い

○証人 その方法といたしましては、

○委員 あなたは何のお仕事をやっ

ていらつしやいますか。

○証人 現在本業は石工業をやつてお

りまして、その傍ら社会事業関係で、

保護事業をやつております。

○委員 どこですか。

○証人 現住所は埼玉縣北條郡幸手

町でございます。

○委員 そこで事業をやつておりま

すか。

○証人 さうでございます。

○委員 家に何名引取つていらつし

やいますか。

○証人 現在六名引取つてやつており

ます。

○委員 どういうような人をです

か。

○証人 主として刑余者を面倒見てお

ります。

○委員 ずっと前からですか。

○証人 大体今年で四年掛けになつて

おります。終戦直後に先生方の御世話

を頂きまして、社会事業研究を始めま

して、まあ事業という面までは行きま

せんでしたけれども、段々興味を覚え

まして扱ふようになりましたのです。

○委員 それはどういふふうにして

経営していらつしやるのですか。

○証人 まあ大体系の方も社会事業の

関係からいへば、何として私達の方も

相当に参りませんでも、結局私達もた

いに、この逼迫せる経済状態の下に我

我もの心の中にも幸福に生活して行

けるのも反面的には不幸な者があるか

らだといふ考を持つたのが原因であり

まして、結局さういふ者を救ふ途は

なからうかといふ打算的な考から出発

しておるのです。

○委員 経営方法はどういふふう

にしていらつしやるのですか。

○証人 経営方法は主として家庭の資

産を縛つてやつてゐるのです。

○委員 あなた個人の方で……。

○証人 さうでございます。

○委員 引取つた人は何をやつてい

るのですか。

○証人 その人の適材、眞價を考察い

たしまして、職業……、農業方面の経

営の達者な者は農業方面、或いは工場

方面を希望する者は工場へ適当に授産

の措置を授けてやつてゐます。

○委員 それは自宅をやつておるの

じやないですか。

○証人 家の方でやつてゐます。

○委員 すべて仕事を家でやつてい

るのですか。

○証人 いえ、全部各会社に委託しま

して出しています。ただ家から通わせ

てゐるだけです。

○委員 そうするとあなたの家を住

ま居にして働かすにすわけですね、そ

れで面倒を見てやる……。

○証人 さうでございます。

○委員 今日までどのくらいお世話

しなしたか。

○証人 延べ人員は七十名前後であり

ます。

○委員 結果はどうです。

○証人 結果は今までは二名失敗しま

した。刑務所を出して貰つて大體成功

しております。

○委員 で、お一人でやつてゐるの

ですか。

○証人 いえ、母、妹の力を借りまし

て、藤井先生などの御指導を頂きまし

てやつておるのです。

○委員 あなたの家にお世話になつ

た浦和充子といふのがいますね。

○証人 はあでございます。

○委員 最初にお世話になりました

当初からあなたの家を離れるまでの経

緯をお述べ願ひたいと思ひます。

○証人 丁度私がお世話始めましたの

は本人が刑務所へ入りました四月の七

日からでございますと申しますのは、

丁度四月七日の日に本人が入つた浦和

地区警察署の監房におりましたときな

のですが私達の町の者が丁度釈放にな

りますので身柄を頂きに参つたので

す。そのときに検事局送りになりました

ところでありまして、見に行つたこ

ろがどうも吉田村の殺人事件の浦和充

子のような氣もしましたので、経緯も

大體聞いておりましたので家庭の後始

末といふこともいろいろ聞いておりま

したので、浦和さんじやないかといふ

ことで私お話ししたところがさうな

んですといふので、とにかく出たと

の身寄りがないといふことを聞いてお

りましたから、とにかく私達の方で引

受けて面倒見てやるから安心して裁判

の裁きを持つて、刑でも終つたら出て

願つてお出なさいといふので私、力付

けてやつたのです。それが動機となり

まして本人から手紙が来ましていろ

いろのことも、是非面会したいと教務

課長の方の申出もありまして、私、面

会に行きました。とにかくこれ、こ

ういふわけだといふ御願の方へも御取

調べになつておること存じますが、

さういふ犯罪の動機なんか話されま

して、実はさういふわけで困つておる

んだといふようなことを申されまし

て、まあ私達もたといふでなくとも將

來本人がこれを動機として更生できる

ものであればと思ひまして、弁護士さ

んもつけてあげまして、法の裁きを持

つことになりましたのですけれども、

それであつた丁度七月二日に裁判言渡し

がありまして、意外に三年間の懲役、

三年の執行猶予といふ意外な判決を頂

きました。本人は保釈になつて翌日三

日に出所しまして、藤井先生の下へお

届けいたしましたのですが、さうして

いる中に夫の語助といふ者が、お前が

子供を殺したために俺も世間様に顔向

けができないと言つたふうな仕打を見

せまして、ふところに短刀なんか入れ

まして藤井先生のお宅へ日参しておる

ので、實際本人としても、藤井先生と

しても、困つておられて、とにかく

本人としても私の方へ来たいと申しま

すので、七月十七日の日に、それじ

やしようがないからといふので藤井先

生のお宅を暇を頂きまして、私の方へ

九月の二日までおりましたのですが、

その間と申しまして毎日のようにそ

の夫語助といふ者の性格といふもの

は、ただ正氣ではもの言えない、い

わば氣の小さいような性格の人間だけ

ありまして、酒を飲んで來てはど

の、このと言つて本人に意見を並べ

て、どうしてお前はやつたんだ、俺に

飽くまで泥を塗る氣か、俺と一緒に死

ななくちやお前を殺して俺は死ぬんだ

といふ行動を再三とられまして、まあ

私のうちでも十二時、一時を過ぎる日

を重ねて二日まで参つて來ておりました

のですけれども、とにかくさういふ

ふうには我々保護者の者にまで御迷惑を

掛けるのじやしようがないから、じや

私はどつかいといふところと言ひます

ので、私も縁故関係の者を聞いたところ

が、丁度多賀郡磯原町上相田といふと

ころに柳生策之助といふ知合の者があ

るから、そのところへ行つてお世話に

なると言つて、私のうちを九月の二日

に出まして、毎月心配掛けちやいけな

いといふのでお手紙は私の方へ寄越し

ておりましたのですが、それで現在ま

で通つて來ておりますわけなんでござ

います。

○委員 裁判所の判決の言渡しがあ

りましたですね、それから保釈になり

ましたですね。

○証人 保釈といふ名前が許されまし

たのですけれども、判決まで一週間ば

かりしかないので、判決まで置いた方

がいいと私弁護士に言ひましたところ

が、取消しまして、判決をやつたあと

で、引受けたわけなんです。

○委員 その判決前に引受の申出は

しておつたのですか。

○証人 私の方ですか、私の方は入所

したときにも引受の保証をしてあり

ましたのです。

○委員 いつでも身柄は引取るから

といふ……。

○証人 要するに刑務所を出た後はう

ちの方で、家庭の環境がさういふふう

であれば引受けますといふお約束をし

ておりましたのです。

○委員 それは判事さん、検事さん

両方ですか。

○証人 それは弁護士さんを通じて申

出て貰つております。

○委員 あなたは検事さんか何かお

目に掛からなかつたのですか。

○証人 私は牛山判事さんにお会しま

した。

○委員 検事さんには……。

○証人 検事さんには、柴崎検事さん

にお会ひしました。

○委員 それじや検事さんも判事さ

んも身柄はあなたが引受けるといふ安

心感があつたわけですか。

○証人 その点はどうか分りませんが、一應私の方で引受けるからという事は書類を以て申出してあります。そうして後日保釈の丁度三日の日に私と柴崎検事が会つて、実はこういふわけです。昨日執行猶予になったが、身柄を頂きに来たのだけれどもどうですかと聞いたところが、柴崎検事さんも、普通であれば上訴権を放棄せずに、立場上として検事控訴をしなくちゃならぬのだけれども、これで本人が更生して行つて呉れることができるのであれば、たとえどんな誤解を招かれたからと言っても、將來のために犠牲になつても一つあなたの方でしつかり面倒を見てやつて呉れ、そうすれば必ずなるからというふうなことを言われました。

○証人 柴崎検事さんも、無理なんだけれどもという事は申されておりましたのですけれども、まあとにかくこれで本人が反省して、夫語助という者を更生させてやることのできるものであれば、自分としたつて本当に喜ばしいといふことを言われました。保釈を即時許して頂いたわけなのでございます。

○委員長 あなたの方は身柄を引取つて藤井さんの方に直ぐお願いしたというのはどういうわけですか。

○証人 それは裁判所の方に正式に書類が出ておりますのは、両全会の藤井さんの名前を以て出ております。直接環境からいたしましてその方がいいと先生の方で申されましたので、それでは藤井先生にお願いしますというので行きましたわけですが、と申しますのは、私共の地元環境としまして、あの人は一口にどこそこの何だと言を立てられるのが嫌だという本人の氣持から、それじや噂の落着くまで藤

井先生のお厄介になつておつた方がいいやないかといふことを言われましたので、私も司法保護協会の牛込さんの御紹介を頂きまして、藤井先生にそのことを御相談して見ましたところ、とにかくだ出所した後は、一應若しも執行猶予にでもなつて出た場合には、しようがないからうちの方へでも連れて来て置いてほしいといふというふうな話で、実は藤井先生の方にお願い申上げたわけでございます。

○委員長 あなたのところにお世話になつて、藤井先生のところから又あなたの方に世話になつたのですか。

○証人 さうでございます。

○委員長 その間、本人のあれはどうですか。

○証人 藤井先生のお話によりまして、二、三日はよくやつておつたのであります。夫語助が私のうちへ来て、夫語助の場所を知らなければ、うちを皆殺して焼いてしまふと母に迫られたので、母もさういふ真似をされては困るから、一應藤井先生に相談して見て、本人に会わせたらいいだろうという話で、私も尤もと思ひまして、元夫婦生活九年間もやつて来た立場でもございまして、本人を連れて住所を教え、さうして又本人を藤井先生の下でいろいろ話して見たところが、それが動機となりまして、語助といふものも相当に荒れで又断つてふところにして、いろ／＼と夫語助の時期を狙つては何か殺して自分も死のうといふやうな一時的の氣持を起しましてやつておつたがために、本人としても一緒にいる刑余者、執行猶予者に迷惑を掛け

てはいけないといふので、実はうちの方へ来たといふお手紙がありまして、私は行きましてところが、さういふやうなお話があつたので、先生にお話して、実は私の方へ連れて来たわけなのでございます。

○委員長 夫語助はさういふやうでしようが、本人の氣持はどうですか。

○証人 大体におきまして相當に裁判所、刑務所に三月もいて、反省され、中で夢も見て帰つて来て、一番心配になるのは、子供をどういふふうにするか、又子供を始末もせずに行つてしまつたりして、ただ子供のこ

とばかり心配しておりました。

○委員長 自分のなしたことについて後悔しておつたのですか。

○証人 さうでございます。それでこ

ういふことを漏らしておりましたの

ですが、私達も社会事業関係も外の部

面です。やつておりましたので、とにか

く私達としましては犯行前に頼りにな

る相談相手がおつたならば、さういふ

方へ来たといふお手紙がありまして、私は行きましてところが、さういふやうなお話があつたので、先生にお話して、実は私の方へ連れて来たわけなのでございます。

○委員長 夫語助はさういふやうでしようが、本人の氣持はどうですか。

○証人 大体におきまして相當に裁判所、刑務所に三月もいて、反省され、中で夢も見て帰つて来て、一番心配になるのは、子供をどういふふうにするか、又子供を始末もせずに行つてしまつたりして、ただ子供のこ

とばかり心配しておりました。

○委員長 自分のなしたことについて後悔しておつたのですか。

○証人 さうでございます。それでこ

ういふことを漏らしておりましたの

ですが、私達も社会事業関係も外の部

面です。やつておりましたので、とにか

く私達としましては犯行前に頼りにな

る相談相手がおつたならば、さういふ

やうな最高の犯罪を構成せずに何とか

子供を面倒見て行けたのじやないだろ

うかと思ひ、併しあの場合には、最悪

の場合には、どんな方に、どんなやう

な……本人は子供に愛情がないので、

うの、さういふ言われるだろうが、実

際言う人達が自分達の氣持になつて考

えて貰つたときには、誰としても自分

が氣持は派手ではあるけれども、私の

環境に立到つた場合には、結局あす

るより外にとるべき途がなかつたのじ

やないかといふことを言つておしまし

て、とにかく自分以外に自分の生んだ

子を世話し貰うといふことは、とて

も嫌がつていた人間なんです。それ

がために、どうせにするのだつたな

らばといふので、母子心中を圖つたの

ですけれども、本人の話によりまして

不幸にして本人が警察の処置によりま

して死ななかつたので、裁判の裁きを

待つてやうになつたといふことを本人は

申しております。

○委員長 人の世話になることが嫌だ

といつて子供を死に導くよりは、やは

り温かい手によつて子供の生命を持続

することを親としては希求することが

本当ではないかと思ひます。少くとも

い手段を講ずべきだと思ひますね。

○証人 併しその場合としては……

○委員長 相談をする余地はあるので

すからね。

○証人 結局その犯行の前夜といふも

のの状況を私聞いておりますけれども

も、その状況をしましては、とにかく

夫語助が、かような犯罪を構成したの

も、結局妻たるべき夫語助が悪い

からだと言つておりますけれども、結局

一番頼るべき妻に母、姉といふもの

はあつても頼りにならないし、結局夫

の兄たる誠作に頼らうとしてもきつぱ

りと撥つてられて、民生委員さんに頼

ろうとしても民生委員さんは、ただ表

だけで何の相談にも乗つて呉れない

し、結局自分としては自分以外に頼る

ものが無い、社会の棄てものになつて

しまつたといふやうな形になつてしま

つたとも、本人は口にしておりますけ

れども。

○委員長 それは本人の独断で、それ

が眞から兄なり、親戚なり、或いは民

生委員なり、然るべき保護を求めたと

いふ形跡はないわけですね。

○証人 それはございしますのです。そ

れは丁度犯行の前日に招かれて、二、

三日前にそのことを話しておきました

さうです。

○委員長 誰に。

○証人 兄誠作といふものに。さうし

たところが、お前は一度ならず、二度

ならず、三度までそんなことで心配を

掛けるのだ、そんなふうならば夫語助

を眞面目にお前連れて来い、さうすれ

ばお前を何とかしてやるといつており

ましたさうなんですけれども、とにかく

夫語助も野田町で浦和語助といふも

の知らない人がないという程の博打

ちだつたさうでして、夫はその当座は

本人の言うことを絶対に聞かなかつた

し、本人の氣持からしまして、人に頼



氣持から、それじや寧ろ落着くまで藤  
を立って、それじや寧ろ落着くまで藤  
てはいけないというので、実はうちの  
らばというので、母子心中を圖つたの  
そうですよ。

○委員 ども子供と自分が生きて行く途を十分全力を盡して、そうしてどうしてもできなかったというふうには考えられないのですかね。  
○証人 御尤もです。  
○委員 だから実家の方もあつたし、民生委員もあるし、その他叔母さんもあるし、兄弟もあるし、いろいろうところへ手を盡して、悉く救ねられでも、もう頼る途がないから最後に選ぶ途として、死の途を選んだのなら……  
○証人 そうなんです。  
○委員 そうですね。いつでもその手を盡しておられませんか。  
○証人 私は本人の供述通り言つております。  
○委員 本人は誠作と語助には言つておられますが、実家には言つておられませんか。  
○証人 実家に震災の時には行つておりますが、震災のときに逃げ出されたときと、このたびのときと事情が違います。ただ震災の当時水臭かつたからといつて、いまでもないといふことで自分で強断的に決めるという事は、余りに強断的ではないですか。  
○証人 まあそう考えられます。  
○委員 一應は話して見る必要がありまされ、手を盡していなかったように思ふ。  
○証人 実家の方は相談しても、今までも相談に乗つて呉れなかつたといふことを口にしております。  
○委員 相談に乗つて呉れなかつたから相談するまでもない、そういう氣持はそれは強断的ではないですか。  
○証人 私もそう考えられます。  
○委員 一應相談してみたら、その

場合と違つてこういつた場合は最悪の場合です。何か考へて呉れたのではないですか。焼け出されたときと、子供三人が食えるか食えないかといふときは事情が違つたのですから、だから手を盡していなかったように思ふ。  
○証人 ですから私も言いましたが、もう少し一歩振返つて相談する必要があるのではないかと、いふことを言つておられます。  
○委員 よき相談相手があればこんな結果には至らなかつたでしょうね。本人は語助との間の未練は。  
○証人 全然ございません。  
○委員 今日あなたの方から出て行つて語助と同棲しているのではないですか。  
○証人 同じ様にはありますが、別個の立場で働いておられます。現在では男勝りの土方仕事をやつているそうです。  
○委員 それは聞いて知つておりますが、同じ様の中におつて、そういう社会の人が、そういうことが守れるかどうか。  
○証人 まあ、その点は私としてはいふつちうづいていゝのでないですか。分りませんが、地元役場の人なんかの話を文書で照会してみましたところによれば、同じ様に入つていゝことは確かに入つていゝといふことを言つておられますが、本人の手紙によりますと、そういうふうには誤解されるのは絶対に嫌だから、私も近いうちに、私の方に戻りたいといふ言つて二、三日前手紙で寄越しております。  
○委員 それは善い悪いという問題を言ひわけではないですが、併し語助

の方に女に対する執着が強く、或いは女の方もそれに対して清更でもないといふふうで、今日においては子供のことはすでに忘れてゐるのではないですか。  
○証人 結局同棲生活してゐる關係上、自然にはそういうふうな元へ復帰して来るのではないかと、いふことは考へられます。  
○委員 それが悪い悪いといふわけではないが。  
○証人 御尤もでございます。  
○委員 だから子供への愛情といふことより、夫婦の細情の方が勝つておるのではないですか。  
○証人 私の家に約二月おりました、若干その形勢も暴露されたときもございまして。  
○委員 そういふ点も看取されますね。  
○証人 はあ。  
○委員 あなたは結局引取つて、あなたの目的は達しなかつたわけですね。  
○証人 私の目的としては達しております。まあ、保護の條件、目的としては私共としては十分に達せられております。  
○委員 そういふ刑余の人を引取つて更生せしめる最後までのお力を盡して頂いたというわけには行かなかつたですね。  
○証人 結局当座の關係が夫語助の出現によつて破壊されております。  
○委員 中断されておりますね、今は別として……保護しようといふ目的物を夫語助のために中止されたといふことにはなるわけですね。  
○証人 結局そう申されるわけです。

○深川タマエ君 あなた様にお尋ねするのは多少無理かと思ふのですが、若しお分りでしたら……この赤子さんの家系に精神異常のあつたという方はありませんか。  
○証人 古澤傳次郎君、丁度赤子の母といふのがクリスチャンでありまして、それに凝り過ぎていゝば精神異常になつて死んでおります。  
○深川タマエ君 分りました。それから赤子さんが子供を殺した当時の精神状態の鑑定は済ましてゐるのでしょうか。  
○証人 鑑定は裁判所の話によりまして、精神錯乱したといふふうに申されておりました。  
○深川タマエ君 そうでしようね、といふのは、子供を猫いらずで以て殺しますときに、猫いらずの使用の方法がちよつと常識で考えられませんか、魚の中にに入れて煮るなんて……  
○証人 あれは猫いらずでなく、現在娯楽でよく使つております薬でアンツ、お粉に混ぜて團子にして捕る、各衛生組合なんかから廻されておりますあの薬を用いたそうです。  
○深川タマエ君 よしそれにしても魚の中にに入れて煮るといふことは、魚の中にその毒が余計に染み込むとも思へませんし、魚の中に入れて煮れば食べにくい。子供には普通なら甘いものに入れて、混ぜて食べさせるといふことに氣が附きそうですが、魚の中に入れて食べさせるときに、夫と喧嘩して、心理状態が相当精神錯乱状態であつたと、考へるより外……  
○証人 結局突き詰めれば夫の兄の誠作に、そう言われて咄嗟に飛出してしまつた。そして杉戸町の虎屋という薬

局で買つて来たといふことを申しておられます。魚を四切れ野田町で買つて最後のお別れをして、一通り縁故關係を廻つて、それで帰りがけに魚を買つて煮て殺意を圖つたといふことを申しておられます。  
○深川タマエ君 夫に情婦がありまして、或いはあるらしく赤子さんが疑つておる事情はありませんか。  
○証人 夫の行動といふものには相當信用しておりました。併しこの時世になつて博打を打つていたのだから、情婦があつたのじやないかといふようなことを言つていたのですが、これも丁度長女初枝が生れて二つ三つになつた頃、別れようとしたが、子供可愛さに別れないで現在になつてしまつたといふことをよく／＼申しておりました。ですが、あの頃別れてしまへば、こゝういふふうな不始末を起さないで済んだものを、今になつては取返しがつかない、今更のごとく後悔の言葉をときどき漏らすことがある。  
○深川タマエ君 少くとも夫に自分が全然離れてしまふといふ非常に幻滅の悲哀を感じたには違ひないと思ひます。  
○証人 その点は十分表れておりました。  
○深川タマエ君 そうして犯罪の動機は、先づ委員長さんの申された通り、私は生活苦も遠い原因になつておるけれども、決定的な原因はそれではなくして、夫との間の失戀……  
○証人 結局夫に対する面当てといふことが、一番力強いじやないかと思つております。  
○深川タマエ君 私は厭世自殺だと思ひます。この犯罪の動機は、こゝうい

世の中に生きていてはたまらないという厭世的気分と、同時に又子供を残しておいては可哀そうだから、道連れにしようという厭世的行爲、こういう点がございせんでしたか。

○証人 その点は十分症状に出ておりました。

○深川タマエ君 どうしても、生活苦は決定的原因とは思われせんね、如何に兄や何かがどうあつても、生活に對して十分な意思があつたら、二女は夫に預け三女は長女にお守りをさせて、元は自分も喫茶店で働いていたのですから、何とか生活して行く途があつたわけです。そういうこともあるので、生活苦が決定的原因であつたとは到底思われせん。

○証人 細かく考えて見ると、結局親権者の冷たい、誹助家庭の冷たい手の差し伸べ方と、又結局愛情のない家庭との交渉、それに又夫が賭博の道に凝つておつたというような、結局夫婦愛というものに失戀しての動機でないかということも考えられます。

○深川タマエ君 大体母が宗教に凝つて、宗教的妄想に陥るような素人の人です。この女性が相当精神的遺傳を受けておつて、それがたま／＼夫との喧嘩の結果、愛情の幻滅の悲哀を感じての厭世的自殺、こう見たいと思ふ、あなたに言うのではないが、序でに言うとも男の人が買つとか、飲むとか、打つとか、こういうことを始めると、普通の人は考えられないことをやる、私は賭博というよりなものを國家的に取締つて貰いたい。

○委員 御意見は後で、お尋ねになることがあつたら……。それではよろしくでございます。御苦勞様でした。

○証人 藤井恵昭君(藤井君) 藤井さんでいらつしやいますか。

○証人 藤井恵昭君(藤井君) さようでございます。

○委員 御事業をやつておりますか。

○証人 私は司法保護事業をやつております。

○委員 現在お宅の方で何か保護していらつしやいますか。

○証人 私のところは家庭的にやつております。一應途がつきますれば結婚をさせるとか、他に奉公させるとか、現在おりますのは二、三名しかおりません。

○委員 あなたのところ、浦和充子さんが御厄介になつたことがありませんか。

○証人 さようでございます。

○委員 どのくらい御厄介に……。○証人 七月三日に参りまして、それから十五日程おりました。

○委員 十五日程だつたのですか。その間の行動はどうですか。

○証人 最初は、ああいう事情の人です。非常に宗教的になつておりました。あの人のお母さんがクリスチャンでありました関係上、未決におりましたときも、出たら修道院にでも入りた。私は佛教関係でありますから修道院よりも私のところに来てにでもなりたいという氣持を持つておりました。ところが尼になるといふ必要はない、精神的に心を改めればよいのだから、宗教的生活をして行けといふこ

とを私は申し上げました。最初の間はその氣持で非常に従順な氣持を持つておりました。そして私宗教的な家庭でも奉公させて、志を全うして行こうと思つておりました。ところが三日の日に参りましてから八日の日までございましたが、今の古澤君と一緒に夫の誹助という者が参りまして、参りましたときは、私は充子に對しても夫婦の間の子供を三人も殺してしまつたから、夫が来た時分に「夫に對して謝らんといかんぞ」といふことを私申しました。謝るといふのは心押掛けて済みませんでと言ふように言つていました。この通り言へば夫が訪ねて来て、会話が都合よく運ぶかと思つて私そういう心遣いまでしたのであります。ところが夫の顔を見ますとや否や、謝るどころじやない、非常に充子というのは雄弁な女であります。夫を罵倒して掛かります。それから又夫も彼れこれ申しますというやうなことになるまで、それが動機になりました。非常に氣分が荒んで参りまして、人間が一変して参りました。後になりましたならば、浦和は晩刻訪ねて参りました。夜、夜中までも私の宅の周りをうろ／＼して、夜忍び込んで来て充子をどうかしようといつたやうな脅迫がましいやうなことまでの態度になつておりました。ここに置くのはどうも面白くないと思ひまして、或る時に丁度それは警察の人が女中が欲しいという申込があつたもので、それから、こういう事情の人だから君の所へ様子をやつたらよからうというので、警察の人の所へやつておりました。ところがそこで子供を連れて遊びに出ておつたら、浦和誹助の友人と出遭つ

たというのであります。それでそこにもいることがでんといふので、一日で戻つて来ました。戻つて来ましてから又誹助が、坂本警察に中村という警部補がおります。それが戦友の関係で知り合つていらつしやいます。誹助が中村の所へ参りまして、わしの女房はわしの所に居るのが当り前で、こういう所に引續つて、私が行つても勝手な話をさせない、何か話をしようと思へば立会つて話をさせるといふことは理不盡だ、どうかして呉れといふことを訴えたらしいのであります。それで中村が私の所に來てみたところが、私の所のこゝろ事情を聞いて、非常に恐縮して帰つたやうな状態です。それからどうも落ち著きません。落ち著きせんものだから、もう一遍中村の所へ相談にやりまして、それから先に参りました古澤の所へ行きました。初めの間は従順な氣持で参りましたのですが、後になりましてからそういう事情で非常に氣分が荒んで参りました。

○委員 荒んでおるといふことは誹助が現れてから荒んだとおつしやるのですか、誹助が浦和充子に愛情は持続しておるといふことは疑われせんね、愛情的な愛情でしよやうな、俗に言う未練があるわけですね。

○証人 そうです。

○委員 充子の方にも結局誹助に對する愛情的な愛情が存在しておるのじやないでしよやうかね。

○証人 それはどうもないやうに思つておりますがね。

○委員 據つておるのですか。

○証人 どこまでも據つております。

○委員 現在一緒にいるじやないですか。

○証人 一緒におりまして、同棲はしてないらしいですね。うるさいから要するについて行つておるだけのことです。

○委員 脅迫されて恐いから一緒にいるという意味ですか、それとも万更でもないという意味でおるのですか。

○証人 脅迫されておるからしよやうがないから一緒にいるということですが。

○委員 あなたが所から出て轉々として現在の所へ隠れ住んでおるらしいですね。

○証人 はあ。

○委員 あなたが所で保護を受けて、あなたの御指導に與つて、自分の好むところは宗教方面に入るといふことより外でなかつたのですかね。

○証人 それは非常に誹助が朝に晩に参りまして……。

○委員 その事情はよく分ります。が、そういう脅迫の下に心ならずも現在のやうな境遇におるのですか。

○証人 はあ。

○委員 そうお考えになりますか。

○証人 そう思います。

○委員 本人は悔い改めておるわけではしよやうか。

○証人 ところが本人も初めは私が感じました時分に非常に氣の毒に思つておつたすけれども、誹助と彼れこれしましてから後には、やはり誹助がああ悪くなるということも、もつとこの人が女らしい純情な氣持を持つておつたら誹助もどうかしたのじやないかというやうな氣持、どつちもどつちだないというやうな感じを持つております。

しうございます。御苦勞様でした。

ら、宗教的の生活をして行けといふこ

おつたらば、浦和語助の友人と出遭つ

〇証人 どこまでも嫌つております。

す。

〇委員長 充子の方にも結局女らしさが  
ないのですか。

〇証人 はあ、そうです。それで私も  
ささやかな母子寮を板橋の方で経営し  
ております。それで母子寮にはあの女  
おりもまだ若い人が子供の三人も連れ  
て入つて来るものもあります。そうい  
う話を聞かされて、そんなに子  
供を殺すといふまでに行かずに、早く  
来ればよかつたと言つたら、私もそ  
ういふ施設が世の中にあるということ  
が分つておつたら喜んで入るのだつ  
た。それからその母子寮に保母が要る  
ものですから、その保母に行つたら  
どうかといつたようなことも申し  
て、併し又これも、昔の子供を思  
い出して却つて悪いだらう、どうしよ  
うかなと言つております間に語助が現  
われて妙なことになるつたので  
す。

〇委員長 それじやどうも……。

〔証人岡田公君著席〕

〇委員長（佐藤修） あなたは岡田さ  
んですね。

〇証人（岡田公君） はい。

〇委員長 あなたと浦和語助とは、ど  
ういふ関係になりますか。

〇証人 浦和語助は妹の夫になりま  
す。

〇委員長 そうすると浦和充子とい  
うのは、あなたの……。

〇証人 実妹です。

〇委員長 実妹ですか、御兄弟は何  
人ですか。

〇証人 今二人であります。

〇委員長 今では充子とあなたと二人  
切りですか。

〇証人 そうです。

〇委員長 以前は沢山あつたのです  
か。

〇証人 あと一人おりました。

〇委員長 死なれたのですか。

〇証人 はあ。

〇委員長 あなたのお父さんやお母さ  
んの御兄弟、いわゆる叔父さんです  
ね。叔母さんというのはいない人ありま  
すか。

〇証人 父の弟が一人おります。

〇委員長 それはどこにおりますか。

〇証人 今行方不明であります。

〇委員長 それから外には。

〇証人 外には私のおふくろの弟がお  
ります。

〇委員長 それはどこにおりますか。

〇証人 それは秩父におります。

〇委員長 秩父の親戚というのはいそ  
れのことですね。

〇証人 はあ、そうでございます。

〇委員長 野田町の叔母さんというの  
は、どういふ人ですか。

〇証人 それは父の妻だつたのです  
が……。

〇委員長 それは今でも行き来してお  
るわけですね。

〇証人 その点は私にはよく分らな  
い。

〇委員長 充子さんがたび／＼寄つて  
おりますね。

〇証人 はあ。

〇委員長 あなたのお父さんの関係者  
でございますか。

〇証人 そうです。

〇委員長 それは実際の親戚ではない  
のですか。

〇証人 そうです。

〇委員長 あなたの妹さんの充子さん  
が結婚される時には、あなたのとこ  
ろから正式に嫁がれたのですか。

〇証人 その当時私は家にいなかった  
ので、それは分らなかつたのですけれ  
ども。

〇委員長 あなたは、その当時はどう  
していられたのですか。

〇証人 その当時は自轉車屋に奉公し  
ておりました。

〇委員長 それから浦和語助と結婚さ  
れて以来、兄弟としてのお付き合いは  
いらつしやつたのでしょうか。

〇証人 お互いに、浦和はそれから間  
もなく召集されたりした関係上、私も  
家には余りいなかったもので、特別に行  
き来といふことはなかつたのです。

〇委員長 だけれども、あなたの方へ  
見えたこともあるでしょう。

〇証人 あります。

〇委員長 あなたは東京の家へ訪問さ  
れたこともあるでしょう。

〇証人 ええ、あります。

〇委員長 親戚附合をして来られたの  
でしよう。

〇証人 親戚附合……私は何回も行つ  
たというわけではないのですから……。

〇委員長 別に仲違いしておるわけ  
ではないでしよう。

〇証人 そうです。

〇委員長 罹災されてから、あなたの  
方へ引取られましたね。

〇証人 はあ。

〇委員長 家を買つて。

〇証人 初め私のところに疎開して、  
それから家を買つたわけですか。

〇委員長 あなたの村で住まつてみえ  
たのですか。

〇証人 はあ。

〇委員長 その時分には親しくしてお  
つたのですか。

〇証人 はあ、しておりました。

〇委員長 いろ／＼の家庭上の相談も  
あつたのですか。

〇証人 私としては、そういういろいろ  
んな相談といふことはないのです。私  
は、まあ普通でいうと部屋住みといつ  
た具合で、父親がまだ一切見てお  
つたのです。

〇委員長 あなたが戸主で、あなた  
が身上を切廻しておるというのじや  
ないですか、お父さんの方は、もう実  
権がないというのじやないですか。

〇証人 それは極く最近のことです、こ  
れまではやはり父親がやつておしま  
した。

〇委員長 ではお父さんと語助との間  
はどうですか。

〇証人 そう、まあ普通ですね。

〇委員長 仲違いしておるわけでは  
ないのですか。

〇証人 そうです。

〇委員長 充子さんは自分の娘です  
からどうですか。可愛がつておるわけ  
はないでしようか。

〇証人 そうですね。まあその点は普  
通だろうと思ひますけれども……。

〇委員長 充子さんの亭主が道楽して  
おるから、娘さんに辛く當ることはな  
いのですか、どうですか。

〇証人 そのようなことはなかつたと  
思ひます。

〇委員長 あなたの村に住まつておる  
時には相當の暮しをしておつたのだ  
すね。家を持つておつたのだから……。

〇証人 はい。

〇委員長 生活が困つたことであな  
たに相談に來たことはありませんか。

〇証人 そういうことはありません。

〇委員長 少くとも村におるうち  
に……。

〇証人 はい。

〇委員長 何かお金のことであなたの  
所に世話になつたことがありますか。

〇証人 私自身にはそういうことはあ  
りません。

〇委員長 お父さんはどうですか。

〇証人 その点は分らないのです。

〇委員長 あなたは自分が一切の身上  
を握つておるのではないのですか。

〇証人 それは表面上そういうことに  
なりますけれども、事實上はまだ親父  
がやつておられますから……。

〇委員長 お父さんは娘の面倒を見  
ておるわけですか。

〇証人 はい。

〇委員長 あなたは兄妹仲は薄い  
のですか。

〇証人 そういふこともないですけれ  
ども……。

〇委員長 あなたの一人切りの妹さん  
ですから相當關心を持たなければなら  
んですが、どうですか。

〇証人 経済的に親父が実権を握つて  
おりますので、それで私は金銭問題、  
そういう方面は余り関係がないので  
す。

〇委員長 関係がないけれども、一家  
の中で兄妹だから、妹が困つておる、  
困つていないからといふことは、お爺  
さん心配し、あなたも心配する立場  
にあるのではないのですか。廣い家で  
ないのですから……。

〇証人 そういふことは別に親父も相  
談しないし、私も……。

〇委員長 よくあることですね。お爺  
さんのところに隣接り金をねだりに來  
るといふ娘もあるのだから……。そう  
いふような金銭上のことでいろ／＼な  
聞いたことはありませんか。

〇証人 ありません。

- 委員 そういうことを無心に来たことはないのですか。
- 証人 私にはありません。
- 委員 家には……。
- 証人 家にもなかつただろうと思ひます。
- 委員 お爺さんは身上を別に持つておられますか。
- 証人 一きりは別に持つておりました。
- 委員 充子さんがあなたの在所におる時分頃はあなたは身上を預つておるのではないですか。
- 証人 預つておるといふわけでもないのですけれども……。
- 委員 それじゃ充子さんのことであなたの家は、いわゆる家が揉めるといふことはないのですか。
- 証人 ありません。
- 委員 同じ村に来ておつても……。
- 証人 はい。
- 委員 田舎な兄妹生活をしておつたわけですね。お附合をしておつたわけですね。
- 証人 そうです。
- 委員 あなたのお連れ合とはどうですか。
- 証人 まあ普通だろうと思ひます。
- 委員 喧嘩したようなことはありますか、嫁と妹と……、小姑と……。
- 証人 そういう点はなかつただろうと思ひます。
- 委員 それでは充子さんが、諸助さんが道楽して困るというのを、あなたが兄さんとして相談を受けたことはありますか。
- 証人 相談ということはありませんが……。
- 委員 そういうことを懸えて来たことはありませんか。
- 証人 ありません。
- 委員 一つ自分の亭主を意見して呉れというのをお爺さんに懸えて来たことはないのですか。
- 証人 そのようなことはありませんでした。
- 委員 そりすると充子さんの家の生活がどうなつておるといふことは、あなたの方は関心を持つたこととはあるのですか、少くとも家を賣ることに対して心配しなかつたのですか。
- 証人 そのようなことは全然相談なく突然にああいうことになつたのです。
- 委員 その時に妹さんと呼んで、どうなつたのだらうかといふことを聴きそうなのですね。
- 証人 それは親父からその時聴きましたけれども……。
- 委員 お父さんに相談したのですか。
- 証人 妹が親父に相談したわけですから、それを私、親父から聴いたわけですから。
- 委員 何と思つたのですか。
- 証人 その時にはもうこれは不可抗力だと思ひました。
- 委員 不可抗力といふのは……。
- 証人 自分でどうすることもできなかつたわけですね。
- 委員 充子さんの行末を考えなくちゃならぬでしょう。あなたの親身の妹ですからね。
- 証人 はい。
- 委員 どうなつておりましたか。
- 証人 まあ自分としては大した経済力はないですから、金銭問題ではどうしようもなかつたです。
- 委員 金銭問題の相談を受けていないから、金銭の世話といふことでなしに、兄妹としての心遣りといふものがあるでしょう。これからどうするのだ、どうして暮しを立てて行くのだといふようなことについて、心遣りといふものがありそうなんじゃないですか、子供を三人連れてどうするのだと。
- 証人 その点は、妹が親父に浦和の実家に来るように言われておるから向うへ行くこと、こゝういふ話を聞いただけです。
- 委員 諸助の在所の方へ行くといふことを聞いたわけですね。
- 証人 はい。
- 委員 それで暮しを立てて行けると思つたんですね。
- 証人 私としても、あの当時妹の商はないが、あゝい程度だつたといふことは分らなかつたんです。
- 委員 だけれども町でも、ともかく田舎におつて家を持つて暮しをしておる人が家を叩き賣つて身上をしまつて他村へ行かなくちやならんといふことは田舎としては重大なことでは、目に立つことでは、兄弟衆としては、殊に同村の人に面目もあるでしょう。どういふ事情だといふくらいなことは聞きそうなんじゃないですか、さうして今後どうするんだといふことを聞きそうなんじゃないですか。
- 証人 その事情といふのは、大体薄薄聞いていましたし、相当な金が入用だつたので、他に入る途がなかつたので、結局家を賣るといふことは聞きましたけれども、相談といふのは全然受けなかつた。
- 委員 要するに妹の仕合せのため
- にいろ／＼妹の家庭のことを、お金の世話はせんまでも、心の世話はあるべきことだと思ふんだが、そのことはちつともお考えにならなかつたんですね。
- 証人 考えないというよりも、私としていへば、あゝいといふことは、何と云ふか、私に言つたように家の親父がやつて呉れればいんですけれども、そこまであの当時は行かなかつたんです。
- 委員 それは、あなたは金銭の、物質のことばかりお思ひになるけれども、兄妹の心と心の温かみといふものは兄妹にあるべきことだ、妹はどんな暮しをしてやうか、関心はないわけですか、あなたは……。
- 証人 妹の方としても、とにかく相當な、あの当時の近所の話を聞いても金廻りはよく、やつていたといふだけしか私には分らなかつたんです。ですからそれは困るという点は私には分らなかつたんです。
- 委員 そう困つておるとは思わなかつたのですか。
- 証人 はい。
- 委員 若し困つておる相談を受けたといふ場合にはどうするんですか、それはできないと……。
- 証人 その相談も受けなかつたし、自分としては困つておるといふことは分らなかつたんです。
- 委員 子供三人も殺さなくちやならん程困つておるとすれば、兄妹で、あなたが子供から見れば伯父さんですから、少なくとも御兄様として、さういふ実情に至るまで御心配にならなかつたんですか。要するに妹から見れば
- ばあなたに相談しても相談に乗つて呉れないといふ……、あなたにさう冷めた態度であつたかどうか、どうなんですか。
- 証人 それは私がまあ要するに切り廻しておるわけじゃないから相談しても無駄だといふような考えもあつたんじゃないかと思ひます。
- 委員 お父さんに相談すればよかつたんじゃないですか。
- 証人 その点は、親父は私に対していろ／＼さういふことに関して相談するといふようなことはなかつたんです。
- 委員 充子さんがお父さんに相談したらよいじゃないか、諸助がこゝういふ道楽をして困るけれどもどうしたらよいという相談を、足手纏いの子供がついておるから今後どう身の振り方をしてお父さんに相談したら……。
- 証人 その点は相談したろうと思ふ、よく私には分らないんです。勿論……。
- 委員 お父さんとしたらどうするんですか。
- 証人 そのときに私に親父は別に相談しないと思ひます。
- 委員 お父さんは……。
- 証人 私の父は、私に対してその場合に別に相談しないだろうと思ひます。
- 委員 どうして。
- 証人 結局私といふものが何と言ひますか……。
- 委員 あなたとお父さんは仲が悪いのですか。
- 証人 そり余りいいとは言えないのですけれども……。
- 委員 従つてあなたの連れ合いは



○委員長 そういうことを懸えて来た

しよりもなかつたです。

○委員長 要するに妹の仕合せのため

かつたんですか。要するに妹から見れ

○委員長 従つてあなたの連れ合いは

お父さんに氣に入らないですか。

○証人 まあ余り氣に入らないと思ひ

ます。

○委員長 殆んど別生活をしてゐるの

ですね。

○証人 まあ別生活というのですね。

○委員長 経済上はどうですか。

○証人 経済上は父親の今までは恩給

を買つておりましたが、その方も今度

は貰えなくなつたものですから全然收

入はないのです。

○委員長 誰が。

○証人 親父が。

○委員長 それはいつ頃から。

○証人 終戦になつてから。

○委員長 終戦になつてから、生活は

別々にやつておるのですか。

○証人 別々にやつておりませんけれ

ども……。

○委員長 一緒にやつておる。

○証人 はあ。

○委員長 身上はあなたが全部受けて

おりますか。

○証人 今度は。

○委員長 今度は……いつからですか。

○証人 終戦後から。

○委員長 お父さんの力になる経済は

ないのですか。

○証人 何も持っていないのですか。

○委員長 何も持っていないのですか。

○証人 はあ、何もありません。

○委員長 お父さんは充子さんから相

談は受けても実力がないのですか。

○証人 そうですね、金銭の方の關係

ではできないと思ひます。

○委員長 金銭の場合……、その場

合お父さんがあなたに相談した場合、

あなたは面倒を見られないのですか。

○証人 そういう相談もなかつたし、

又私としても全く経済的に何もできな

いというふうな状態にあつたから、相

談もなかつたのだらうと思ひます。

○委員長 まあ仮に充子さんがお父さ

んに御相談に行つても、お父さんはあ

なたに金銭的のことは言わない立場に

あるのか、そういうような事情にある

のですか。

○証人 言わないというよりも私が余

裕がそうないからまあ相談がなかつた

のじやないかと思ひます。

○委員長 それにしたところが、娘が

相談に來れば、何とかお父さんとして

は考えるでしょうね。

○証人 まあ、だらうと思ひます。

○委員長 お父さんは七十幾つでまだ

達者なものでしょう。

○証人 はあ。

○委員長 話相手くらいにはなれる人

でしょう。連絡しているのですか。

○証人 いや、連絡はしておりませ

ん。

○委員長 兄妹の情愛が少ないね、そ

うは思わんかね、今度ああいうことを

仕出かして充子さんはどう思つていら

つしやいますか。

○証人 世間に対して申訳けないと思

つております。

○委員長 世間に対して申訳けないとい

うことはどういふことですか。

○証人 結局私としても十分にやつて

やれることができたならばと思つてお

りました。

○委員長 金銭的な世話ができなくて

も、兄妹としての心遣り、相談に乗つ

てやるというところはいはお互いにて

きると思ひますが、若し兄として少

くとも温かい心を傾むけてやれば、こ

んなことも起らなかつたかと思へる

のですか。

○証人 父に行つて貰いました。

○遺山内市君 お父さんが、警察です

か、刑務所ですか。

○証人 警察へ……。

○遺山内市君 警察へ会いに行つ

た……、そうして弁護士などをお父さ

んが心配せられたのであります。

○証人 いえ、家では弁護士を頼めな

い状態ですから官選弁護士でいいだろ

うというふうなわけで別に頼まなかつ

た。

○遺山内市君 弁護士も頼まなかつ

た、そうすると裁判が開かれてからあ

なたとお父さんと身内でどういふ事件

を起したのが心配して傍聴に行か

れたとかなんといふことはありました

か。

○証人 傍聴におやじが何回か行つて

おります。

○遺山内市君 お父さんが行つてお

る、身許引受けかなんかでお父さんが

証人にいられたのですか、法廷へ……。

○証人 はい。

○委員長 (伊藤修君) では御苦労様で

した外に証人がまだ参りませんです

か。

○証人 父に行つて貰いました。

○遺山内市君 お父さんが、警察です

か、刑務所ですか。

○証人 警察へ……。

○遺山内市君 警察へ会いに行つ

た……、そうして弁護士などをお父さ

んが心配せられたのであります。

○証人 いえ、家では弁護士を頼めな

い状態ですから官選弁護士でいいだろ

うというふうなわけで別に頼まなかつ

た。

○遺山内市君 弁護士も頼まなかつ

た、そうすると裁判が開かれてからあ

なたとお父さんと身内でどういふ事件

を起したのが心配して傍聴に行か

れたとかなんといふことはありました

か。

○証人 傍聴におやじが何回か行つて

おります。

○遺山内市君 お父さんが行つてお

る、身許引受けかなんかでお父さんが

証人にいられたのですか、法廷へ……。

○証人 はい。

○委員長 (伊藤修君) では御苦労様で

した外に証人がまだ参りませんです

か。

○証人 父に行つて貰いました。

○遺山内市君 お父さんが、警察です

か、刑務所ですか。

○証人 警察へ……。

○遺山内市君 警察へ会いに行つ

た……、そうして弁護士などをお父さ

んが心配せられたのであります。

○証人 いえ、家では弁護士を頼めな

い状態ですから官選弁護士でいいだろ

うというふうなわけで別に頼まなかつ

た。

○遺山内市君 弁護士も頼まなかつ

た、そうすると裁判が開かれてからあ

なたとお父さんと身内でどういふ事件

を起したのが心配して傍聴に行か

れたとかなんといふことはありました

か。

○証人 傍聴におやじが何回か行つて

おります。

○遺山内市君 お父さんが行つてお

る、身許引受けかなんかでお父さんが

証人にいられたのですか、法廷へ……。

○証人 はい。

○委員長 (伊藤修君) では御苦労様で

した外に証人がまだ参りませんです

か。

○証人 父に行つて貰いました。

○遺山内市君 お父さんが、警察です

か、刑務所ですか。

○証人 警察へ……。

○遺山内市君 警察へ会いに行つ

た……、そうして弁護士などをお父さ

んが心配せられたのであります。

○証人 いえ、家では弁護士を頼めな

い状態ですから官選弁護士でいいだろ

うというふうなわけで別に頼まなかつ

た。

○遺山内市君 弁護士も頼まなかつ

た、そうすると裁判が開かれてからあ

なたとお父さんと身内でどういふ事件

を起したのが心配して傍聴に行か

れたとかなんといふことはありました

か。

○証人 傍聴におやじが何回か行つて

おります。

○遺山内市君 お父さんが行つてお

る、身許引受けかなんかでお父さんが

証人にいられたのですか、法廷へ……。

○証人 はい。

○委員長 (伊藤修君) では御苦労様で

した外に証人がまだ参りませんです

か。

○証人 父に行つて貰いました。

○遺山内市君 お父さんが、警察です

か、刑務所ですか。

○証人 警察へ……。

○遺山内市君 警察へ会いに行つ

た……、そうして弁護士などをお父さ

んが心配せられたのであります。

○証人 いえ、家では弁護士を頼めな

い状態ですから官選弁護士でいいだろ

うというふうなわけで別に頼まなかつ

た。

○遺山内市君 弁護士も頼まなかつ

た、そうすると裁判が開かれてからあ

なたとお父さんと身内でどういふ事件

を起したのが心配して傍聴に行か

れたとかなんといふことはありました

か。

○証人 傍聴におやじが何回か行つて

おります。

○遺山内市君 お父さんが行つてお

る、身許引受けかなんかでお父さんが

証人にいられたのですか、法廷へ……。

○証人 はい。

○委員長 (伊藤修君) では御苦労様で

した外に証人がまだ参りませんです

か。

○証人 父に行つて貰いました。

○遺山内市君 お父さんが、警察です

か、刑務所ですか。

○証人 警察へ……。

○遺山内市君 警察へ会いに行つ

た……、そうして弁護士などをお父さ

んが心配せられたのであります。

○証人 いえ、家では弁護士を頼めな

い状態ですから官選弁護士でいいだろ

うというふうなわけで別に頼まなかつ

た。

○遺山内市君 弁護士も頼まなかつ

た、そうすると裁判が開かれてからあ

なたとお父さんと身内でどういふ事件

を起したのが心配して傍聴に行か

れたとかなんといふことはありました

か。

○証人 傍聴におやじが何回か行つて

おります。

○遺山内市君 お父さんが行つてお

る、身許引受けかなんかでお父さんが

証人にいられたのですか、法廷へ……。

○証人 はい。

○委員長 (伊藤修君) では御苦労様で

した外に証人がまだ参りませんです

か。

○証人 父に行つて貰いました。

○遺山内市君 お父さんが、警察です

か、刑務所ですか。

○証人 警察へ……。

○遺山内市君 警察へ会いに行つ

た……、そうして弁護士などをお父さ

んが心配せられたのであります。

○証人 いえ、家では弁護士を頼めな

い状態ですから官選弁護士でいいだろ

うというふうなわけで別に頼まなかつ

た。

○遺山内市君 弁護士も頼まなかつ

た、そうすると裁判が開かれてからあ

なたとお父さんと身内でどういふ事件

を起したのが心配して傍聴に行か

れたとかなんといふことはありました

か。

○証人 傍聴におやじが何回か行つて

おります。

○遺山内市君 お父さんが行つてお

る、身許引受けかなんかでお父さんが

証人にいられたのですか、法廷へ……。

○証人 はい。

○委員長 (伊藤修君) では御苦労様で

した外に証人がまだ参りませんです

か。

○証人 父に行つて貰いました。

○遺山内市君 お父さんが、警察です

か、刑務所ですか。

○証人 警察へ……。

○遺山内市君 警察へ会いに行つ

た……、そうして弁護士などをお父さ

んが心配せられたのであります。

○証人 いえ、家では弁護士を頼めな

い状態ですから官選弁護士でいいだろ

うというふうなわけで別に頼まなかつ

た。

○遺山内市君 弁護士も頼まなかつ

た、そうすると裁判が開かれてからあ

なたとお父さんと身内でどういふ事件

を起したのが心配して傍聴に行か

れたとかなんといふことはありました

か。

○証人 傍聴におやじが何回か行つて

おります。

○遺山内市君 お父さんが行つてお

る、身許引受けかなんかでお父さんが

証人にいられたのですか、法廷へ……。

○証人 はい。

○委員長 (伊藤修君) では御苦労様で

した外に証人がまだ参りませんです

か。

○証人 父に行つて貰いました。

○遺山内市君 お父さんが、警察です

か、刑務所ですか。

○証人 警察へ……。

得たのですか。

○証人 直ぐ了解得たのです。

○委員長 あなたは親許は。

○証人 はあそうです。

○委員長 それから充子さんの方の親許は。

○証人 了解得ました。

○委員長 そうすると、形だけの式もやらなかつたのですか。

○証人 毎日やはり追われておつたです。別にならなかつたのです。

○委員長 別にやらなかつたのですか。

○証人 はあ。

○委員長 結婚してからあなたの方の親戚へはいつ頃行つたのですか、いわゆる引合せにいつ頃行つたのですか。

○証人 約一週間以内だと思ひます。

○委員長 それから充子さんの方の親戚はいつ頃顔を出したのですか。

○証人 やはりそれから一ヶ月半ばかり過ぎてからです。

○委員長 要するに結婚した挨拶に行つたわけですね。

○証人 そうです。

○委員長 籍はいつ頃入れたのですか。

○証人 籍は昭和十六年です。

○委員長 そうすると、あなたの方の親戚と充子さんの方の親戚とのお付き合いはどうですか。

○証人 別に付き合いという付き合いはないです。

○委員長 別に悪い付き合いでもなかつたのですか。

○証人 別に悪いという付き合いはなかつたですけれども。

○委員長 要するにその結婚に反対があつたとか、或いは嫁さんが氣に入ら

んとかいうようなことはなかつたのですか。

○証人 そういうようなことはなかつたです。

○委員長 普通に親戚としてのお付き合いをしておつたわけですね。

○証人 はあ。

○委員長 それから里へしばしば出入りしておりますか。

○証人 しております。

○委員長 充子さんの里へ。

○証人 ええ。

○委員長 あなたの方の里にも出入りしておりますか。

○証人 しております。

○委員長 それではおめでたとか不幸のあつたときには、親戚付き合いをしていたのですか。

○証人 やつておりました。

○委員長 又普通の親戚付き合いもしておつたわけですね。

○証人 そうです。

○委員長 あなたは應召されたそうですね。

○証人 そうです。

○委員長 結婚してから殆んど應召ばかりだつたというお話ですが、どういうようだったのですか。

○証人 僅かしか家にはおらなかつたです。

○委員長 結婚してからどのくらい経つてから應召されたのですか。

○証人 結婚してから七ヶ月目です。

○委員長 それから一遍帰つて来たのですか。

○証人 はあ。

○委員長 それから。

○証人 それから又應召しました。

○委員長 どのくらい経つてから。

○証人 約一年くらい経過しております。

○委員長 それから今度帰つて来たのはいつです。

○証人 終戦後一ヶ月くらい経つてから帰つて来ました。

○委員長 そのときには東京の家は焼けておつたのですか。

○証人 そうです。

○委員長 そうすると、充子さんはその以前に。

○証人 自分の郷里に疎開させておりました。

○委員長 しておつたのですか、そうしてあなたは復員して来てそちらの方に行つたわけですね。

○証人 そうです。

○委員長 それから家を買つたのですか。

○証人 そうです。

○委員長 家はいつ頃買つたのですか。

○証人 十月一日……。

○委員長 帰つてから翌月買つたのですか。

○証人 そうです。

○委員長 お金はあつたんですね。

○証人 ありました。

○委員長 それは充子さんが持つておつたのですか。

○証人 農薬会社に積んであつたんです。

○委員長 あなたが應召されるとき残しておつたお金ですか。

○証人 そうです。

○委員長 そのお金を元手にして買つたんですね。

○証人 そうです。

○委員長 それから生活はどうでしたか。

○証人 その時分は別に少しも苦しいようなことはなかつたのです。

○委員長 あなたは何をしておつたんですか。

○証人 私はその時分には氣師みたようなことをやつておつたのです。

○委員長 氣師で儲かつたのですか。

○証人 儲けるといふよりも、遊んでおられないので結局……そうして直ぐ職に就くといふこともできないし、自分で元やつておつた商賣をやろうと思つたので、結局それをやつておつて生活を繋いでおつたのです。

○委員長 生活に幾分か足にはなつたのですか。

○証人 なりました。

○委員長 食込むようなことはなかつたのですか。

○証人 その当時は食込むようなことはなかつたのです。

○委員長 そのままやつておれば、生活はどうなりこなりやつて行けるわけですね。

○証人 併しそれだけだつたら相当苦しい時期がありますから、獲れなくなつた時期は非常に苦しいのです。

○委員長 何か闇屋さんでもやつておつたということですが……。

○証人 その時分は何も大したことはやつておらなかつたのですが……。

○委員長 どうして家を賣るようなことになつたんですか。

○証人 それはやはり私のやり方が悪くて、結局そういう結果になつたんです。

○委員長 あなたは何か賭博が好きで……。

○証人 好きといふことはいいが……。

○委員長 好きとか嫌いとかはどうでもいいけれども、とにかくその方で金を取られて、借金ができたのではないですか。

○証人 取られたというよりは飲んでしまつたというのが多かつたのです。

○委員長 飲むといふて、どのくらい飲むんですか。

○証人 その当時は一升くらい飲んでおつたんです。

○委員長 一升、そんなに酒は好きなんですか。

○証人 それは毎日……。

○委員長 毎日、一升も飲むのはやけじゃないですか。生活と釣合わないじゃないですか。

○証人 それです。結局破産してしまつたんです。

○委員長 家を叩き賣つて飲んでしまふといふことは、余りに乱暴ではないですか。

○証人 それもやはり私の意志も理性も弱かつたというかも知らんが、結局いろいろ複雑な言ひに言われないことが召集中であつたのですから、それを自分の頭に置いたのが、結局そんな結果になつたんじゃないかと思ひます。

○委員長 収入もなくて打つ、飲む、買うといふことになれば、三道樂が揃つてしまふのですから、そうではしやう。収入もなく打つたり飲んだりしてしまえば、どんな身上も保てないと思

あつたとか、或いは嫁さんが氣に入ら  
○証人 それは嫁さんが氣に入ら  
○証人 どのくらい経つてから。  
○証人 そろそろ服を着てしま  
○証人 そうですね。思  
しまえば、どんな身上も保てないと思

うね、それには何か家庭的原因があ  
るんですか。

○証人 余り面白くなかつたことが大  
分頭に焼き付いておつたので、そんな  
結果になつたのです。

○委員長 面白くなかつたということ  
はどんなことですか。

○証人 ここで語らなくても……、昔  
のことですから、語りたくないのです  
が……。

○委員長 ここでは事情をお訊きする  
のですから、はつきりお話しやつて貰  
わなければ困りますね。ここであなた  
が述べられても、罪が重くなるとか、軽  
くなるとか、或いはあなたが処罰され  
るということはないのですから……。

○証人 第一回の召集は現役から帰つ  
て来てから二年四ヶ月召集になつた、  
その召集に行くについて、自分の商賣  
をすつかり弟に委して行つたのですけ  
れども、その留守に余りいいことはな  
かつたものですか……。

○委員長 いいことがなかつたという  
ことはどういふことですか。

○証人 妻の赤子が結局弟の子供を懐  
胎した、それから財産は殆んど減茶減  
茶にされてしまつたのです。それでも  
子供一人残して行つたのですから、子  
供のためだと思つて、そのまま泣き寝  
入りになつておつたのです。それで帰  
つて来て、一心不乱で又商賣をやり返  
して、それで今度その次の召集に行く  
までには材料もなくなることと思つ  
て、材料なんか相当買溜めしたわけな  
のです。それで次の召集に行つて帰つ  
て来ると、その材料もすつからかに  
使われてしまつたのです。それも結局  
私に全然許可なくして使わしてしまつ  
たのですから、相当そのとき怒つたの  
です。

ですけれども、やはりそれも全部弟や  
なんかが使つてしまつたのです。帰つ  
て来て商賣をしようと思つても、材料  
も全然手に入らず、結局できないので  
そんなことをやつていたわけなので  
す。

○委員長 弟というのは誰の弟です  
か。

○証人 私の弟です。

○委員長 すると誠作さんとあなた  
と……。

○証人 第二人おるのです。

○委員長 まだ二人あるのですか。何  
という人ですか。

○証人 吉春というのが直ぐの弟で、  
その次が彰というのです。

○委員長 四人兄弟ですか。

○証人 男は四人、女が二人です。

○委員長 その関係された人は……。

○証人 彰というのです。

○委員長 四人目の男の子ですか。

○証人 そうです。

○委員長 子供ができたというのは、  
その子供はどうしたのですか。

○証人 それは結局監獄にかけて、六  
ヶ月か七ヶ月でおりました。

○委員長 そうすると上のは初枝さん  
かね。

○証人 ええ、あの子供が生れて、私  
は召集になつたのです。

○証人 そうです。

○委員長 これは間違いないのです  
ね。

○証人 そうです。

○委員長 そういふふしだらなことが  
あつたので、むしやくしやつておつた  
というのかね。

○証人 まあ結果はそういうわけにな  
つております。

○委員長 あなたが折角貯えて置いた  
財産も、使果してしまつたとかいう  
のが氣に入らなかつたのですか。

○証人 それだけでなく、やはりそ  
ういふこと、夫が出征中に戦死したか  
しないかも分らない、公報もなければ、  
手紙はとにかく始終出しておつたので  
すから、私が戦死しているというあれ  
は全然ないわけだつたのですから、そ  
れもこれも皆……。

○委員長 あなたが戦死していると言  
つてゐるのかね。

○証人 いや、してゐるとは言つてい  
なかつたのです……。

○委員長 戦死したと思つておつたの  
ですか。

○証人 戦死したと思つていなかつ  
たのです。してゐないというのは明瞭  
だつたのです。

○委員長 それはどういふわけですか。  
あなたが手紙を寄越さなかつたの  
ですか。

○証人 手紙はときどき寄越してあり  
ました。それで小笠原とか北千島へ廻  
つたとき、約三ヶ月くらい連絡がとれ  
なかつた、それで結局小笠原を出  
発……、出発するといふのでなくて、  
離れるといふことに対して手紙を寄越  
した。それから連絡がないから、もう  
そうなつたのじやないかという氣持

でおつたのじやないかと思つたのです  
が……。

○委員長 戦死でもしてしまつたら  
に思つてゐたのですか。

○証人 そうです。

○委員長 そうするとあなたが復員し  
たのは、突然帰つて来たわけですか。

○証人 そうです。

○委員長 そうすると……。

○証人 そのときには弟は無事に家  
を持つて、商賣をやつておつたのです。

○委員長 細君も貰つてゐたのです  
か。

○証人 いやまだそのときは貰つてい  
ないのです。

○委員長 独り者ですね。

○証人 そうです。

○委員長 あなたが復員して来る前  
少しの間行き方が分らんわけですね。

○証人 分らなかつたのです。

○委員長 そうすると、その間に何か  
関係でもしておつたのですか。

○証人 私が帰つて来て、私の所へは  
全然そんな連絡はなかつたのです。千島  
にいるときに、酒を飲んで苦しかつた  
ときに夢の上に浮んで来た。帰つて来  
てうんと責めたのです。そうしたら皆  
白状したけれども、その間に千島にい  
るときに手紙が来たのです。自殺して  
しまつて、子供を残して困るだろう  
し、困つたものだといふ手紙が来たわ  
けなのです。これは帰るまでどうし  
てもそのままに置いて置いて、帰つて  
から処理しなければならぬと思つ  
て、それでそういう馬鹿な真似をしな  
いで、何でもいから帰るまで待つて  
いるといつて、帰つて来たわけです。  
ですからそういう事件があつたことを  
多少極端には書かなかつたが、薄々手

紙の文面に出てゐたのです。

○委員長 そうすると、あなたの話を  
聞いてみると、初枝さんが生れた直き  
後から関係して、あなたが復員するま  
で関係は継続してゐたわけですね。

○証人 それは別に私が復員する二ヶ  
月程前からは全然別居になつてゐたの  
ですから……。

○委員長 二ヶ月程前までは関係して  
いたわけですね。

○証人 それははつきり聞かない。

○委員長 あなたの覚えとして  
は……。

○証人 そう思ふより仕方がないので  
すね。

○委員長 初枝さんの後へできた流し  
た子だね、その後で懐胎したことがあ  
るのですか。

○証人 その後はないでしようね、私  
はそういうことはないが、結局私が召  
集後にできた子供は皆やつたわけなの  
ですけれども……。

○委員長 だけれども、初枝さんの後  
にできた流した子ができた後、復員の  
二ヶ月程前まで関係しておつたといふ  
ことは、何からあなたはそう思つたの  
ですか。

○証人 二ヶ月程前から別居してゐた  
わけなのです。

○委員長 別居してゐるけれども、そ  
の間の関係があるといふことは夢にも見  
たといふのだから、手紙でそういうこ  
とを察したといふ二つの理由は分る  
が、その外に何かさういふことを察す  
理由があるのですか。

○証人 ですから、まあ察する理由で  
はなく、結局復員して来てどういふ  
ことを事実おれはもうこの目で見て分  
つてゐるのだけれども、結果はどうな

つてゐるかというのを聞いたのです。そうするとどういふわけだということをおこではつきり語つたのですから……。

○証人 本人が自白したですね。

○証人 ええ。

○委員長 そのとき何といつたのですか、本人はもう今後縁を切るといつたのかね。

○証人 私は、まあ子供だけ引取つて、縁切るといふわけだつたのです。

○委員長 あなたと充子さんはそうだらうけれども、充子さんと、今の何といつたね……。

○証人 縁切りも何も、私が復員して来るちよつと前にまあ殆んど喧嘩別れになつていて、別れちやつていたらしいのです。別れてゐたのですから……。

○委員長 別れたいた……。

○証人 はい。

○委員長 彰という人とだね。

○証人 そうです。

○委員長 それであなたはどりするといふのです、結局……。

○証人 その当時ですか、そのときは子供だけ引取つて、離縁してやると言つたが、そうしたら子供をどうしても連れて行くといふのですよ。

○委員長 自分が……。

○証人 ええ。子供までやつてしまつて離縁するのでは仕方がないと思つて、それでしようがないから泣き離入りにして、そのままにしていたのです。

○委員長 生活してゐた……。

○証人 ええ。

○委員長 そういふことも家庭が面白くないという大きな理由になつたわけですね。

○証人 そうです。

○委員長 それがためにあなたが道楽したといふのですか。

○証人 道楽といへば道楽ですね、そんな……。

○委員長 博打を打つたり、酒一升も飲むといふのは余り地道ではないわけですね、そういうことはなくてもさういふことはするのですか。

○証人 そんなことはしないです。

○委員長 どうつちですか。

○証人 兵隊に行つて、結局それからそんなおかしな人間になつてしまつたのです。

○委員長 印刷の腕があるのだから、印刷工場へでも職人で通つてもやる氣を起さなかつたのかね、そのときは……。

○証人 その当時ですか。

○委員長 うん。

○証人 その当時私の印刷というのは、殆んど復員した当時には……。

○委員長 できなかつたね。

○証人 復縁してゐなかつたのですから……。

○委員長 外に何か充子さんに浮いた話がありますか。

○証人 外にありません。

○委員長 それだけですか。

○証人 はい。

○委員長 そのことで弟さんといさかしたことがあるのかね、さういふことはないのかね、彰という人は……。

○証人 別に私はもうできたことだと思つて……。

○委員長 言わないのか。

○証人 大したあれは言わなかつたのですけれども、とにかく私が復員して来て、やはり一回問題を起したので

す。そのときに私の兄弟、義理の兄弟が全部向うに固まつたわけですが、弟に……。なぜかといふと、つまり兵隊から帰つて来て無一文になつて、向うは相當の富を、私が出征中に拵えてしまつたから、金の力によつて私を殆んど相手にしなかつたのです。ただそれが面白くないで結局まあ時々言つちやあれでなければ、相当烈しく攻撃したこともあるのですけれども……。

○委員長 そうすると、あなたの兄弟衆は、それから義理の兄弟は妹さんの連れ合でしようが、それらの人はだね、彰さんに味方してあなたには反対するわけなんだね。

○証人 そうです。

○委員長 それはまあ向うが財産を作つておるし、あなたは操一貫だ、だから向うに味方するのだらう、さう思うのですか。

○証人 事実さうだつたのです。結局味方した人間が弟、その彰の金を殆んど利用してしまつたのですからそれをきつかけにして……。

○委員長 彰さんからの金の補助を受けておるわけだね。

○証人 受けておるわけですから……。

○委員長 従つてあなたとあなたの誠作さんその他の兄弟とは余り仲は良くないのかね。

○証人 私は兄弟の縁を切るところからから言つたのです。

○委員長 それが原因で、外にも原因があるのですか。

○証人 いろいろ原因がありますけれども……。

○委員長 それが主なる原因だね。

○証人 そうです。

○委員長 充子さんの方の在所の方はどうだね。

○証人 向うはそんなことはないのです。

○委員長 向うはそんなことを知らないのか。

○証人 はつきり知らない。

○委員長 言つたこともない……。

○証人 言わない。

○委員長 充子さんの親がまだ生きておるでしよう。

○証人 生きておる。

○委員長 それだから充子がさういふ不都合があつたといふことは言つたことはない……。

○証人 一口も言いません。

○委員長 耳に入れたことはない……。

○証人 父親といふのは知つておるわけです。

○委員長 そのことを知つておるのかね。

○証人 知つております。

○委員長 知つておるけれども、あなたは言つたことはないのかね。

○証人 そうです。

○委員長 親に叱つて貰うとか何とかといふことは注意したこともないのだね。

○証人 終つてしまつたことですか。

○委員長 言わないのかね。

○証人 ええ。

○委員長 事実としては知つておるのかね。

○証人 知つております。

○委員長 充子の兄は……。

○証人 兄は知らなかつたように思ふ。

まああなたが結局借金ができたとすることは、博打打つたり酒飲んだりするからできたのでしようね。

○証人 ええ。

○委員長 それで家を賣るといふことになつたのでしよう。

○証人 家を賣るときには借金はなかつたのです。

○委員長 どうして……。

○証人 借金を返してしまつたあとです。

○委員長 家を賣つた錢で返した……。

○証人 家賣つた錢は全然使わなかつた。

○委員長 博打で儲けたのか。

○証人 家を賣つたときに五万五千円……。

○委員長 家賣る前に一万五千円ばかり借金があつたのでしよう。

○証人 それは家財道具を賣つたのです。

○委員長 家財道具……。それで借金だけは始末したのかね。

○証人 そうです。

○委員長 家を賣つた金は、五万五千円といふものは……。

○証人 持つて秩父へ行つたのです。二人で……。

○委員長 それから……。

○証人 秩父へ行つて、秩父で叔父さんといふのが染物屋をやつておるのです。そこは家が廣いから借りてそれで何か仕事を探してやろうといふので行つたわけですが、向うで狭いから、子供もいるしといふので、私は直接さういふ話もなかつたのですけれども、妻の方でさういふ話をしたらしくて駄目だから外を探さうといつて……、それで住めるからと言つたから来たけれども、それを言わなかつた

○委員長 私の聞くのはなぜ野田町へ  
○証人 さんしたをやつておつたんだ



くさいといふ大きな理由になつたわけです。  
来て、やはり一回問題を起したので

○証人 兄は知らない……、それで  
ら来たけれども、それを言わなかつた

から、もと／＼私は自分の自家に帰るつもりでおつたから、自分の実家へ先に行くと言つたけれども、それで秩父から帰つて結局自分の実家へ女房と子供だけやつたわけなんです。その前に兄から金を五千円ばかり借りたことがあつたのです。それを返せなかつたから都合が悪くて暫らく御無沙汰したが、そのときは寄らなかつたが、子供と女房だけ先にやつて、そのとき秩父に行つて鎌倉を一万幾らか買つて来たのです。帰つて来るときには約三万円ぐらゐしかもう金はなかつたのです。

○証人 直ぐそばの千葉縣の野田町といふところへ……。

○証人 野田町へ借りるのか。

○証人 そうです。

○証人 野田町へ行つて町へ出て何か商賣をするつもりか。

○証人 そうです。

○証人 それは充子さんと相談つくだつたのですか。

○証人 商賣するといふことについては別に相談しないのですが、家を借りるといふことについては話しておつた。

○証人 家を賣つてよその町へ行くのだから將來商賣を始めるのだとか、何か行末の相談をしたでしょうね。

○証人 別に行末といつて、そのとき

○証人 何れも相談しなかつたのです。家を賣つて野田町へ行くといふことは承諾したのであるが、あなたは強断でやつたのですか。

○証人 行くといつて承諾も別にしなかつたのです。そのときは……。家を賣つてしまふべきやうがないからついでに行くといふしなかつた。

○証人 家を賣るといふことは前に知つておつたのですか。

○証人 そうです。

○証人 知らんうちに賣つてしまつたのですか。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つて……。

○証人 買つては承知しておつたのか、家を賣ればどうかに行かなければならぬ。兄の家にいるとか、親戚の家にいるとか、或いは空いておる家を借りるとか何方か方針がなければならぬ、家を賣つてしまふ以上……。それから秩父を初めから目当にしておつたのか。

○証人 秩父に行くつもりでいたらしかつたが、秩父へ行くのは自分としては嫌だからといふので秩父まで行つたのですが入らなかつた。

○証人 家を買つてからどこへ行こうといふことになつたのか。

○証人 買つてからではなく賣らないうちに秩父でも行こうと、こういうことを言つておつたのです。秩父へ俺は行かないからお前だけ行つておれと言つたのです。

○証人 家を賣つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

○証人 家を買つた目的は商賣を始める元手を作るといふのですか、そのときの氣持として……。

○証人 結局のところそのときはやつてみようといつて何んとかして金を拵えて、商賣でもやる氣になつて拵えたわけなんです。

○証人 そうですね。

○証人 そうですね。

理はいろいろあるので、そのときだけ  
が義理じやないので、その前に私とし  
ては面白くないことがあつて、結局黙  
つてやつて、何か文句を言つたら少し  
けちをつけてやろうと思つたのです。

○証人 それは君と誠作さんの間柄  
は眞の兄弟だからそれでいいだろうけ  
れども、預けられる女房、子の身にな  
つて見れば居すらいじやないか、初め  
から違ふのだから。あなた方は眞の兄  
弟だから喧嘩しようがどうしようが直  
ることがあるかも知れないけれども、  
前の意地張りもあるでしょうが現に預  
けられる女房、子としては居すらいだ  
ろう、そういうことは思わないか。

○証人 そういふわけですけれども他  
人ですから……。

○委員 十四日に吉田村に行つたで  
しょう。

○証人 そうです。

○委員 三月十四日吉田村に行つ  
て、四月五日最後に別れるときまでに  
何回くらい会つたか。

○証人 二回です。

○委員 家を賣つてから五日までの  
間に全部で八千四くらいやつたとい  
うね。

○証人 やりました。

○委員 三千円、三千円、二千円  
と……。

○証人 そうです。

○委員 最後に五日の日二千円やつ  
たか。

○証人 そうです。

○委員 その時分あなたは金をどれ  
くらい持つておつたか。

○証人 持つておつたが、皆貸して使  
われてしまつてそのままになつており  
ました。

○委員 博打で取られてしまつたの  
だね。

○証人 博打でなく、貸してしまつた  
のです。

○委員 賭場に金を貸したのか。

○証人 親分が貸して呉れといつて、  
貸してそのままになつてしまつて、現  
在でもそのまゝなんですすがそんな金な  
んか考へておりません。

○委員 貸しても取られてもいい  
が、實際はなかつたので……。

○証人 あんまりなかつたですが、来  
ればやらなくちやならないから、二百  
円くらい残して最後の日なんか二千円  
くらい持たしてやつたんです。

○委員 女房、子供を食わして行く  
といふことは考へておるのですか。

○証人 食わして行くことは……、女  
房は食わさなくても、子供だけは育て  
るという信念を持つてゐるから……。

○委員 仕送りはする覚悟は持つて  
おつたのだね。

○証人 そうです。

○委員 四日に別れてね、五日まで  
の間の八千円使つたといふことも使  
過ぎたな、田舎では。

○証人 子供に何か買つて呉えたので  
はないかと思ひますけれども。

○委員 そういふ臨時の費用もあつ  
たかも知れないけれどもね。とにかく  
食わしてやるつもりはあつたんだね。

○証人 そうです。やつぱり自分の子  
供は可愛いですから、みじめな……。

○委員 それで居る時はどう言つて  
別れたのですか。

○証人 あと二、三日待てば家が決ま  
るから、それまで待つていれば迎えに  
行くからと言つて居たのです。

○委員 間違いないかな。

○証人 そうです。その時に、四日の  
晩に來た時にですね。非常にもういい  
加減に堅くなつて商賣やる氣になつた  
らどうかと私に言つたんですよ。俺は  
お前に言われるまでもなく堅くなつて  
商賣やりたいと言つたんですよ。何故  
その時にそういうような氣持を持つた  
ら……、俺が最後の召集の時には館山  
にいたんですから千葉縣と水戸で、鼻  
の先にいながら、あの材料を賣るのに  
どうして俺に一言断わらなかつたのか  
というのです。賣るといふより殆んど  
呉れちまつたやうなものなんです。

○証人 賣つて、俺がいいと許可して  
やつて出したものなら構はないけれど  
も、俺に内緒で皆んなばん／＼やられ  
ちやつて、幾らこつちで骨折つて築き  
上げようが、兵隊でそれこそ七ヶ月行  
つての間にそういうことをされちまつ  
ては、商賣する氣がないからと言つ  
て、非常に抗議したんですよ。それで  
面白くなつて殆んど口をきかなかつ  
たのですから……。そうして朝帰る時  
に中の子供を私が連れて行つて御飯を  
食へて来て、それで又こつちへ來て旅  
館で食へたのですけれども、その時に  
後二、三日待つて、決まると言つて  
やつた時に、向うはぶすくと言つてお  
つたから、耳に入つたかどうか知らな  
いけれども、その日の帰つた晩に事件  
になつたんです。

○委員 けれどもそんな、あなたは  
先づき過去のこととは言わない。言つた  
つて仕方ないから言わなかつたくらい  
なんだから、それを要する四月の五日  
の晩に過去のことを言ふ必要はないじ  
やないか、留守中にあなたの品物を勝  
手に処分したことを言ひ出して、新ら  
しい商賣をやることをだね……。

○証人 やはりその時に酒を飲んでい  
ましたから結局……。

○委員 そうすると、ばか／＼しい  
からと言つて材料にすることはないじ  
やないか、ちよつと古いことを持ち出  
して……、商賣を本当にする氣がなかつ  
たんじゃないかな。

○証人 いろ／＼頭が散つておつたか  
ら、やろうと思つてもなかつたのです。  
つてもうまく行かなかつたのです。

○委員 それにむずかしい時代です  
から、よく分りますよ。

○証人 それまでにはいろ／＼失敗し  
たんですから結局……。

○委員 だからあなたは本當に引取  
つて、商賣をやつて、まじめな生活を  
親子水入らずの生活をする氣持があつ  
たかどうかといふことなんだ、そん  
う相談をしたのかな。

○証人 その當時ですか。

○委員 四日の晩に。

○証人 いやそういうような相談はし  
なかつたんです。

○委員 いや引取つてやるというこ  
とは言つたのかね。

○証人 そうです。五日の晩じやない  
ですね。五日の朝帰る時に、あと二、  
三日で家が決まるから、それまで待つ  
てると言つたんです。

○委員 本人は何と言つたかな。

○証人 返事も何もしなかつたので  
す。

○委員 前の晩喧嘩したのかな。

○証人 そうです。

○委員 前の晩そこに一緒に泊つた  
のかな。

○証人 そうです。

○委員 夜通し喧嘩したのかな。

○証人 旅館のおやち奴鳴られて寢  
たのですから、相当遅くまで……。

○委員 それで仲直りしたのです  
か。

○証人 私はそのとき相当酒を飲んで  
酔つていたので、そのまま眠つて  
しまつて、朝、御飯できているのだから、  
御飯仕度してあるから食ひに來い  
と言つたら來ない。それから私、先へ  
出て來ちやつて……、たら、中の子供  
が來たから中の子供だけ連れて御飯を  
食へに行つた。その子供を置きに來な  
がら、あと二、三日で家が決まるから  
それまで待つてゐるというこを言つ  
たのですけれども、別に返事も何もし  
なかつたのです。

○委員 何だか香取神社の横であな  
たがふら／＼歩いてゐるやつを、充子  
さんが後から子供三人連れて歩いてい  
て……。

○証人 それは野田原から連れて來た  
んです。

○委員 ぼつて來たといふのは、そ  
れは最初來た日のことですか。

○証人 二回目です。

○委員 二回目といふのは五日のこ  
とでしようが……。

○証人 そうです。

○委員 四日の日のことですか、そ  
れは。

○証人 いや二回目ですから、二回目  
の、あれは午前中だつたんです。

○委員 二回目といふのはいつのこ  
とです。

○証人 三日の午前中に来て、私が丁  
度大通りにいたら、ひよこ／＼向うか  
ら歩いて來たんです。それで子供が  
言葉掛けするし、私も前から分つてお  
つたのですけれども……。

○証人 金をやつてそれで

わけてしまつてそのまゝになつており  
ました。  
○委員 間違ひないかな。  
手に分けたことを言ひ出して、新ら  
しい商賣をやることをだね……。

○委員 三日、四日、五日とおつた  
わけですが。  
○証人 四日の晩泊つたのです。  
○委員 四日の晩泊つて、それが最  
後でしょう。  
○証人 いや、帰つて直ぐ来たんだつ  
たかな、折返しに来たんですよ。  
○委員 そうすると三日は一遍帰つ  
たのか。  
○証人 帰つて、直ぐ又来たのです。  
○委員 直ぐ折返ししてやつて来たの  
ですか。  
○証人 そうです。今度子供の荷物を  
持つたり……。いつも大きい子供をお  
いて来るのに、今度連れて来たんです  
よ。  
○委員 充子さんの言うのには香取  
神社の横で中の子供があなたに一番な  
つてゐるそうだから、あなたによつ  
て、あなたはそれを引取つて呉れさ  
えすれば、二人の子供なら生活はでき  
るというつもりであなたに子供をばわ  
してやつたそう。あなたはその子供  
を連れて行つて翌日又泊つてゐるとこ  
ろへ、おばさんの家へその子供を連れ  
て置いて行つちやつた、どういふのだ  
な。  
○証人 連れて来たことは連れて来た  
のです。  
○委員 あなたが飯を食いに連れて  
行つたのと話がくつてしまつてゐ  
るじゃないですか、それは別々かね。  
○証人 いやそのときなんです。御飯  
を食ふに連れて行つたときの話なん  
です。その調書に書いてあるのは……。  
○委員 だから香取神社の話とその  
話とひつついてゐるのか。  
○証人 そうです。  
○委員 それじゃ三日の日に帰つて

いないじゃないか。  
○証人 いや帰つて直ぐ房つて来たの  
です。  
○委員 それでは五日の朝別れると  
きにどんなふうでしたか。  
○証人 向うは口を利かないのです。  
泣いておつて……。  
○委員 あなたとしては早くこつち  
へ家を見附けて呉れと言つて、言いに  
来たわけですね、それから一遍帰つて  
誠作さんによく話して呉れという二つ  
の用事で来てゐるわけなんだ。それを  
う、しなかつたわけでしょう。  
○証人 まあ実行はしなかつたわけ  
です。口だけだつたけれども……。  
○委員 家のことだけは二、三日待  
つてゐろ、こう言つたのでしよう、そ  
れから誠作さんの方へはその中に行く  
と言つたのでしよう、それを納得させ  
て帰さなかつたのですか。  
○証人 いや納得とか何とか、そんな  
生易しいことじゃない、怒つたらそ  
んなことは耳に入れないから、分んな  
いのです。怒り出したら審にも嫌にも  
掛からないのです。だから結局いい加  
減にあしらつて私は行つちやつたので  
す。  
○委員 そうすると大体気の強い人  
ですか。  
○証人 気の強いといつたら、熊と取  
つ組み合ひをするくらい気が強い  
です。  
○委員 それで非常にヒステリーで  
すか。  
○証人 ひどいヒステリーじゃないの  
です。そんなにひどいというわけでは  
ないのです。  
○委員 思ひ詰ると、人の言うこ

とをきかんですか、かあつとのぼせる  
と。  
○証人 のぼせるなんというやうなこ  
とは大してないです。何というのか、  
気が強いのです。とにかく、ちよつと  
遠くへ行つて遅れると、夜の夜中でも  
子供をひつちよつて帰つてしまふので  
すから、そのくらい気が強いのです。  
○委員 何とですか。  
○証人 羊です。  
○委員 羊には珍らしいね、それか  
らどうしたのですか。  
○証人 それから帰して、結局……。  
○委員 ああいう間違ひが起つ  
た……、それから後はどうしたのだ  
す。  
○証人 新聞を見たときには、殆んど  
腰抜け見たいになつちやつたのです。  
私はそのときには、約二十日間ぐら  
い御飯が食ふられなくなつて、からだ工  
合を悪くしてごろ／＼しておつたの  
です。  
○委員 それからどうしたのです。  
○証人 それから姉のところへ帰つ  
て、百姓を七十五日ばかりやつておつ  
たのです。  
○委員 姉というのはどこですか。  
○証人 実家の姉のところですか。  
○委員 誠作さんのところですか。  
○証人 ええ。姉が病氣で以てずつと  
寝ておつたのです、女房が行つて間  
もなく病氣になつて、それからずつと  
寝ておつたのです。  
○委員 それから吉田村へ帰つたの  
ですか。  
○証人 私は吉田村へ帰つて、兄貴の  
分を引継いで百姓をすつかり仕上げ  
て、田んぼも奇麗に上げて、それで自  
分のからだに暇になつたので出たわけ

なんですけれども、又別れるときの経  
緯で、又ぐた／＼して、それから喧嘩  
して出ちやつたわけなんです。  
○委員 それからどこへ行つたのだ  
ですか。  
○証人 それから私は東京で、海軍か  
ら帰つて来た直ぐの弟のところに行つ  
て、暫くして、それから茨城に行つた  
のです。  
○委員 その公判中には一遍も行か  
なかつたのですか。  
○証人 公判には二回行きました。  
○委員 何しに行つたのです。傍聴  
に行つたのか、証人に出たのか。  
○証人 第一回は傍聴で行つたのだ  
すが、第二回は証人、証人というよ  
うに呼出しても何も来ないので……。  
○委員 在廷証人だね。そこで調べ  
られたのですね。  
○証人 そうです。  
○委員 差入れや何かしたのです  
か。  
○証人 あのときに突はずつと百姓し  
ておつて行かなくて、差入れなんか  
も行つたことは行つたのですけれど  
も、その場所まで行かなかつたのだ  
です。とにかく絶対に面会しないとい  
うでは言つておるし、警察に行つても  
面会しないと言ふから行かない方がよ  
からうと言ふから、行かなかつたのだ  
です。  
○委員 差入れしてやらなかつたの  
ですか。  
○証人 弁護士に金を五千円出したの  
です。そうして弁護士は三千円しか掛  
からなかつたので、後二千円どうした  
と聞いたら、差入れや何かに使つたと  
言ふから、ああそうですかといつて、  
結局こつちから差入れに行かなくて

よからうといつて、金をやつてそれで  
差入れしてやつたらよからうというの  
で、行かなかつたのです。  
○委員 五千円やつて、三千円弁護  
料にして、後二千円は差入れに使つた  
のですね、それはあなたが出したので  
すね。  
○証人 私はそのとき金を持つておら  
なかつたけれども、丁度……。  
○委員 あなたが嫁いだ金ですか。  
○証人 そうです。農家で一日三百円  
だつたのですから、七十五日稼いだ金  
でやつて貰つたわけですから。だから結局  
私がやつたと同じような意味なん  
です。  
○委員 あなたは充子さんが釈放に  
なつて……。  
○証人 釈放になつたときは、私の考  
えでは、事実殺してしまふつもりでお  
つたのです。  
○委員 そんなことはいいけれど  
も……。  
○証人 もう気がく／＼して。  
○委員 古澤の家へ引取られたので  
すか。  
○証人 最初はそうじゃないのです。  
○委員 新宿の藤井さんのところに  
引取られたが、それから古澤さんのと  
ころに帰つたのでしよう。  
○証人 そうです。  
○委員 その間、度々面会に行つた  
わけですね。  
○証人 行くも行かないも、私の姉さ  
んの家が隣りですからね、姉さんの家  
に顔を出さないし、ああいうものを持  
つて来られたのでは迷惑千万だとい  
うので、家へ来てやい／＼言うので、ど  
うかしてしまわなければならんと思つ  
て、随分足を運んだのです。

第五部 法務委員会會議録第一号 昭和二十三年十二月七日【参議院】

○委員 古澤という人の近所ですか。

○証人 近所どころじゃない、直ぐ隣りです。それで「今日は」の挨拶もしないし、口も利かないというのです。未だ離縁にもなっていないのに何となくことだというわけで、私のおところへ来てがみ／＼やられるから、私もむかついて、遠ざけてしまわなければならんと思つたのです。

○委員 藤井さんの家へ行つたのですか。

○証人 行きました。墓参りに行つたり、佛様に線香の一本も上げて然るべきだと言つて、私は談判に行つたのです。

○委員 何故酒を飲んで談判に行くんだね。

○証人 そのときは酒を飲んでいない、とにかく証人を二人連れて行つたのです。古澤という人に一緒に連れて行つて貰つて談判に行つたのです。

○委員 坂本警察の人やなんかを頼んだのじゃないですか。

○証人 それはその後です。近所まで来ても墓参りもしないから、又二回目に行つたわけです。幸手の姉の家の隣りに来ておつても、どうして墓参りができないか、何でもいから一回行かなければ話が収まらんと思つて行きました。

○委員 警察の人を頼んだり、あなたが酒を飲んで行つたり、証人を連れて行つたり、或いは話に聞くと短刀を持つて行つたとかいう話だが……。

○委員 未練があつて行つたのか、どつちだね。

○証人 出所するまでは、私はどうしても殺してしまつてもいい、仇を取るつもりでおつたのです。

○委員 俺の女房だから、俺と一緒にするの何れも文句はなからうと言つて行つたのじゃないか、一緒にするつもりじゃなかったのですか。

○証人 いや、そういうわけじゃない。

○委員 あなたは充子さんに、とにかく未練があるのじゃないか……。一緒にするつもりで別にならぬことだつたら、私はどういふことでもしますけれども、併し最後まで面倒見て、私の利益になる話相手になる女だつたら私だつて力を入れてやりたいと思つけれども、恐らくこの先一緒にやつて行つても、貧乏する一方じゃやないかと考えたのです。金使ひの荒いことは甚だしいです。

○委員 あなたの氣持として……、現に同じ家におるのではありませんか。

○証人 私は物置におりますから……。

○委員 併し、一緒にの母家におるのではありませんか。

○証人 同じ屋敷におります。

○委員 要するに、あなたは充子さんを離さないのじゃないか。

○証人 いや私はむしろ、出所するのには別に行かなかつたから分らないが、出る出ないに拘わらず、出て来たつて、安閑として生活をさせないつもりで、刑務所生活よりもつと残酷な生活をさせるつもりで、吐のうちはそう

思つておつたのです。

○委員 何故今あなたの手許へ引寄せおるのですか。

○証人 結局、自由を束縛するわけじゃないけれども、あまり自由勝手な行動を取らせないつもりでおるのです。それでは結局佛の供養にもならなくなつてしまふし、自分の好きなことを遣り放題にしておつては……。

○委員 そうすると、愛情もなくて、充子さんをあなたが苦しめて、子供に對する復讐を遂げるというのか。

○証人 いや、苦しめるというより、苦しむのが当り前じゃないかと思つたのです。或る程度。

○委員 そうすると、出獄後の充子さんに對するあなたの行動は、結局愛情から出ていないのだから。

○証人 大した愛情というものは持つていない。

○委員 外形的に見るとあなたは充子さんの「けつ」を追うているように見えるね。その氣持を聞きたいのですよ。

○証人 そのくせそういう意味じゃないのです。とき／＼自分としてはどこか外の分らない所へ行つてしまおうという氣はあるらしく見えるのですけれども、何としても……。

○委員 充子さんがどこかの尼寺とか或いは修道院に入つてしまふことは差支ないのか。

○証人 それは構わないです。

○委員 本人が行きたいと言つていながら、あなたが二人に別々に聞けば、両方そんなことを言つていながら、同じ所におるのじゃないか、どういふ氣持でおるのか。

○証人 今のところあの氣持です。……

○委員 出で行つてしまふと言つても、出て行かないところを見ると、おかしなところがあるのだか。

○委員 そういう氣持がどこかにあるのじゃないか、それは無理からぬことだらうけれども。

○証人 職飛出して出て行けと言つたりしても、出て行かないときもある。……

○委員 それで現在あなたが考えて、子供を殺した当時の充子さんの態度はどういうところに原因していると思ふ。いわゆるあつたところのぼせて子供を殺すに至つたか、或いは眞に世の中をはかんで殺すに至つたのか、あなたはどちらに感じますか。

○証人 原因は二つあるのです。私の兄の誠作というのに、何か太分言われたらしいのです。まあ自分としては相当長いこと苦んでおつたのじゃないかと思ふけれど、結局四日に家に來てひどく言われたので、それでその結果取りつく島がなくて急にやつてしまつたのではないかと、自分としては子供が可愛くてしょうがなくて、ちよつとどんな考えでやつたのか見当がつかない。

○委員 誠作さんがどう言おうと、いくら強く言つたつて家を出て行けというくらいですね。現にそう言つてお

りますから、そうじゃないのですか。それだから家を出て行けと言へば、野田町に君もおるのだから、而も叔母さんの家で一夜二夜過ごせるわけだから、そこへも行けるし出て行けと言われれば……。

○証人 その前に実家というものがあ

○委員 実家もあるし又行くべき所は相当ある、誠作さんがどう言つたからといつて子供を殺すという原因にはちよつと取り難いのではないか。

○証人 そうですね。

○委員 君の先づきの話からいつても、二、三日待てと言つたならば、その方の原因と思ふものが考えられるのじゃないか。

○証人 とにかく神経質というのか、先のこととを考へて考へ詰めたらしいのです。

は、どういふ氣持ですか。  
○証人 その当時は殺すつもりでおつて、刑務所生活よりもつと残酷な生活をさせるつもりで、吐のうちはそうでおるのか。  
○証人 今のところあの氣持ですと  
いくら強く言つたつて家を出て行けというくらいです。現にそう言つてお

うというのか、かあつとするからさういうふうにはつてしまふのです。結局夜の夜中でも飛出して歩いて行つてしまふというくらいだから、かあつとするくらいです。  
○委員 喧嘩すると夜の夜中でも飛出してしまふのか。  
○証人 私が兵隊に行つておる留守に、実家に行つていて、私の父に一言言われたらふつと出てしまつて、夜十二時頃だつたと言いますが、東京まで帰つてしまつたといふことです。前から言つておつたです。母だの父親だの、どうも氣が余り強過ぎるところが、どうも外にどうも別に大して悪いところはちつともないと言つておつたです。  
○委員 いわゆる精神的な病氣はありはせんのか。  
○証人 そういふのはなさそうです。  
○委員 ヒステリー症状はないのですか。  
○証人 ヒステリーはありません。強いのが普通より強過ぎるくらいです。ヒステリーをときたま起すことはありません。  
○委員 要するにあなたに面當で子供を殺したんじゃないですか。  
○証人 まあさういふ結果です。さういふわけなのです。  
○委員 それか、あの人がいわゆる子供の足枷になつておるから、自分が自慢な享樂に耽けたいというふうなことだから、子供を殺すに至つたんじゃないか。  
○証人 いや、さうじゃないです。  
○委員 面當か。  
○証人 面當と言ふよりも、結局私が

余り墮落してしまつて自分の言ひことも聞いて呉れないという意味から、前途を悲観して、結局そんなことになつてしまつたんじゃないかと思ひます。が、ですから私と會うことを非常に出ていたさうですから、出所してからいかに殺されるんじゃないかといふことを非常に心配したといふことです。危害を與えられるんじゃないかといふようなことを言つておりましたから……。  
○委員 あなたたち夫婦はどうも喧嘩しつづつ仲がよいというたね。今後どうされるのです。  
○証人 今後二、三年その成り行きを見てみようと思ひます。  
○委員 まだ籍は出ていないのですか。  
○証人 出ていないのです。  
○委員 結局夫婦で暮して行くわけですね。  
○委員 まあ二、三年人間がどのくらい生きて行くか見てみようと思ひます。

○委員 見ておるといふことは、本人の精神が直るかどうかといふことを見ておるといふのか。  
○証人 そうです。側にいて成るべく直してやりたいと思つてゐるのですが。  
○委員 あなたとしては赤子さんの精神を直して立派な婦人になれたら一緒に生きて行く……。  
○証人 そうです。まあ結局僕のために女性の一生を台なしにしたり、子供をさういふうみじめな目に遭わしてしまつて、私はそのままだら顔しておれば無責任になつてしまふから、その

ためにはどうしてもさうして行つた方がいんじやないかと思つて、自分では考へておるのです。  
○委員 まああなたは大きな責任を持つておられます。とにかく殺した人は赤子さんだけでも、その責任の一半はあなたにあると思ひますが。  
○証人 さうです。  
○委員 他に……では御苦労様でした。では本日はこれを以て散會いたします。  
午後三時四十九分散會  
出席者は左の通り。  
委員長 伊藤 修君  
理事 鬼丸 義齋君  
岡部 常君  
委員 大野 幸一君  
齋 武雄君  
遠山 丙市君  
岩本 哲夫君  
深川 マエ君  
松村 眞一郎君  
常任委員会専門員 泉 芳政君  
証人 埼玉縣民生部 折原 竹雄君  
農務課長 古澤 傳次郎君  
司法保護事業家 藤井 惠昭君  
農家 岡田 公君  
浦和 誦助君

十二月四日日本委員会に左の事件を付託された。  
一、刑事訴訟法施行法案  
一、裁判所法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法施行法案  
刑事訴訟法施行法  
第一條 この法律において、「新法」とは、刑事訴訟法を改正する法律（昭和二十三年法律第三十一号）による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）をいい、「應急措置法」とは、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）をいう。

第二條 新法施行前に公訴の提起があつた事件については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。  
第三條 前條の事件については、前條の規定にかかわらず、新法第五十三條の規定を適用する。但し、新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録については、その保存状態、閲覧のための設備その他の事情によりこれを閲覧させることが著しく困難なときは、新法施行後六箇月間に限り、その閲覧を許さないことができる。

第四條 新法施行の際まだ公訴が提起されてない事件については、新法を適用する。但し、新法施行前に旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。  
2 前項但書の場合において、旧法又は應急措置法によつてした訴訟手續で新法にこれに相当する規定のあるものは、これを新法によつてしたものとみなす。

第五條 前條の事件について、被告人からあらかじめ書面で弁護人を必要としない旨の申出があつたと

きは、簡易裁判所においては、新法施行の日から一年間は、新法第二百八十九條の規定にかかわらず、弁護人がなくても開廷することができ。

第六條 第四條の事件について、新法施行前から進行を始めた法定の期間及び訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所所在地との距離に従つて法定の期間に加ふるべき期間については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第七條 第四條の事件について、新法施行前に旧法により過料に処すべき行為をした者の処罰については、新法施行後も、なお旧法による。  
第八條 新法施行前に旧法第二百五十五條の規定により裁判官の命じた鑑定については、新法施行後も、なお旧法による。

第九條 新法施行前に公訴を提起しない処分をした事件については、新法第二百六十二條第二項中「第二百六十條の通知を受けた日から七日以内」とあるのは、「新法施行の日から一箇月以内」と読み替へるものとする。  
第十條 新法第四十六條の規定により訴訟關係人から裁判書又は裁判を記載した調査の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき五円とする。第二條の事件について旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。  
2 前項の費用は、収入印紙で納め



させることができる。

第十一條 新法第五十三條第四項の規定により訴訟記録閲覧の手数料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十二條 新法施行の際現に係属している私訴については、民事訴訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第十三條 この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に關し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。

第十四條 衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四百四十一條ノ二（参議院議員選挙法（昭和二十二年法律第十一号）第七十五條において例による場合並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十八條第三項及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四十六條において準用する場合を含む。）の適用については、旧法中私訴に關する規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法第五百六十九條及び第五百九十五條中に引用されている旧法の規定で、これに相當する新法の規定のあるものは、新法の規定が引用されているものとする。

第十五條 刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及通事」を「通譯人及

翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め、「豫審又は」を省り、同條に次の一号を加える。

三 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依り辯護人ニ給スヘキ日當、旅費、宿泊料及報酬

第二條中「豫審判事、受託判事又ハ裁判所を」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第三條第一項中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改め、同條第二項を次のように改める。

鑑定料、通譯料、翻譯料及鑑定人、通譯人又ハ翻譯人ニ對シ辨償スヘキ立替金ノ額ハ裁判所又ハ受託裁判官ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第四條中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第五條中「及通事ノ止宿料」を「通譯人及翻譯人ノ宿泊料」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第六條中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め、「豫審ニ付テハ其ノ終結前公判ニ付テハ」を削る。

第七條を次のように改める。

同法第三十八條ノ規定ニヨリ辯護人ニ給スヘキ報酬ノ額ハ裁判所ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第十六條 訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「訴訟費用法第三條及ビ刑事訴訟費用法第四條」の下に「同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加え、「民事訴訟費用法第十二條及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料」を「民事訴訟費用法第十二條ノ止宿料及刑事訴訟費用法第五條ノ宿泊料（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第十七條 司法警察事務上巡査に於て警部代理方（明治十四年司法省布達甲第五号）及び裁判官渡の應本等を求むる者費用上納額（明治十四年司法省布達甲第七号）は、廢止する。

附則  
この法律は、刑事訴訟法を改正する法律施行の日（昭和二十四年一月一日）から施行する。

裁判所法の一部を改正する等の法律案  
裁判所法の一部を改正する等の法律

第一條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 簡易裁判所」を「第三章 家庭裁判所」に改める。

第二條中「及ビ簡易裁判所」を「家庭裁判所及ビ簡易裁判所」に改める。

第十條第一号「中判斷すると」の下に「意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。」を加える。

第十三條中「事務局」を「事務局」に改める。

第二編中第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二（圖書館） 最高裁判所に裁判所圖書館を置く。

最高裁判所は、裁判所圖書館の支部を設けることができる。

第十六條第一号から第三号までを次のように改める。

一 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に關する判決に対する控訴

二 第七條第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所、及び簡易裁判所の判決に対する上告

第十九條中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二十八條中「他の地方裁判所」の下に「家庭裁判所又はその高等裁判所」を加える。

第三編第三章を第四章とし、第三十一條の次に、次の一章を加える。

第三章 家庭裁判所  
第三十一條の二（構成） 各家庭裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十一條の三（裁判權その他の權限） 家庭裁判所は、左の權限を有する。

一 家事審判法で定める家庭に關する事件の審判及び調停

二 少年法で定める少年の保護事件の審判

三 少年法第三十七條第一項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判

家庭裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。

家庭裁判所は、この法律に定めるところの外、他の法律において特に定める權限を有する。

上に改正する。  
第一條中「及通事」を「通譯人及

若ハ處分ニ立會ヒタル場合ニ限  
ル

「家庭裁判所及び簡易裁判所」に  
改める。

第二号の抗告を除いて、簡易  
裁判所の決定及び命令に対す

第三十一條の五（地方裁判所の規定  
の准用）第二十七條乃至第二十

一條の規定は、家庭裁判所にこれ  
を適用する。

第三十三條第一項第二号中「未遂  
罪に係る訴訟」の下に「第三十一條  
の三第一項第三号の訴訟を除く。」  
を加える。

第四十一條第二項中「法務廳事務  
官、法務廳教官又は少年審判官」を  
「法務廳事務官又は法務廳教官」に  
改める。

第四十二條第一項第五号を次のよ  
うに改める。

五 裁判所調査官又は司法研修所  
教官

第四十四條第一項第四号中「法務  
廳事務官、法務廳教官又は少年審判  
官」を「法務廳事務官又は法務廳教  
官」に改める。

第五十條中「高等裁判所又は地方  
裁判所」を「高等裁判所、地方裁判  
所又は家庭裁判所」に改める。

第五十三條第三項中「事務局」を  
「事務局」に改める。

第五十四條中「（最高裁判所長官  
秘書官）を（最高裁判所の裁判官の  
秘書官）に改め、同條第一項中「最  
高裁判所長官秘書官一人」の下に「及  
び最高裁判所判事秘書官十四人」を  
加え、同條第二項中「最高裁判所長  
官秘書官」の下に「及び最高裁判所判  
事秘書官」を加え、同條第三項中「最  
高裁判所長官」の下に「最高裁判所  
判事秘書官は、最高裁判所判事の」  
を加える。

第五十六條の次に次の二條を加え  
る。

第五十六條の二（裁判所図書館長）  
最高裁判所に裁判所図書館長一人  
を置き、裁判所の職員の中からこ

れを命ずる。

裁判所図書館長は、最高裁判所  
長官の監督を受けて裁判所図書館  
の事務を掌理し、裁判所図書館の  
職員を指揮監督する。

第五十六條の三（高等裁判所長官秘  
書官）各高等裁判所に高等裁判  
所長官秘書官各一人を置く。  
高等裁判所長官秘書官は、二級  
とする。

高等裁判所長官秘書官は、高等  
裁判所長官の命を受けて、機密に  
関する事務を掌る。

第五十九條第一項中「各高等裁  
判所及び各地方裁判所」を「各高等  
裁判所、各地方裁判所及び各家庭  
裁判所」に改め、同條第二項中「各  
地方裁判所長」の下に「各家庭  
裁判所の事務局長は、各家庭裁判  
所長の」を加える。

第六十條第一項中「各高等裁判  
所又は各地方裁判所が、」を「各高  
等裁判所、各地方裁判所又は各家  
庭裁判所が、」に改める。

第六十條の次に次の一條を加え  
る。

第六十條の二（裁判所司書官）最高  
裁判所に裁判所司書官を置き、二  
級の裁判所事務官の中から、最高  
裁判所が、これを補する。

裁判所司書官は、上司の命を受  
けて裁判所の圖書の管理を掌る。  
第六十一條の次に次の一條を加  
える。

所が、これを補する。

少年保護司は、第三十一條の三  
第一項第二号の審判に必要な調査  
その他少年法で定める事務を掌  
る。

最高裁判所は、少年保護司の中  
から、上席少年保護司を命じ、調  
査事務の監督、地方少年保護委員  
会その他の機関との連絡調整等の  
事務を掌ることが出来る。

少年保護司は、その職務を行う  
については、裁判官の命令に従  
う。

第六十三條第一項を次のように改め  
る。

各裁判所に廷吏を置く。廷吏  
は、別に法律で定める員数を限  
り、三級とすることが出来る。

第六十四條を次のように改め  
る。

第六十四條（任免、級級）裁判官以  
外の裁判所の職員の任免及び級級  
は、最高裁判所の定めるところに  
より最高裁判所、各高等裁判所、  
各地方裁判所又は各家庭裁判所が  
これを行う。

第六十五條中「事務局長又は裁判  
所書記を、事務局長、裁判所書記又  
は少年保護司に改め、裁判所書記  
の下に「（少年保護司たるものを除  
く。）を加え、」各高等裁判所又は各  
地方裁判所を、」各高等裁判所、各  
地方裁判所又は各家庭裁判所に改め  
る。

第八十條中第四号を第五号と  
し、同條に第四号として次の一号  
を加える。  
四 各家庭裁判所は、その家庭裁  
判所の職員を監督する。

第二條 裁判官及びその他の裁判所  
職員の分限に関する法律（昭和二  
十二年法律第二百七十七号）の一部  
を次のように改正する。

第三條第一項中「地方裁判所及  
び簡易裁判所を、地方裁判所、家  
庭裁判所及び簡易裁判所に」改め  
る。

第十四條第一項中「免官は、一  
級のものについては、裁判所職員  
高等懲戒委員会の議決を具した最  
高裁判所の申出により内閣が、」を  
「免官及び減俸は、一級のものと  
びに、」各高等裁判所又は各地方  
裁判所を、」各高等裁判所、各地方  
裁判所又は各家庭裁判所に改め、  
同項第二号の次に第二号の二とし  
て次の一号を加える。

二の二 最高裁判所判事秘書官  
第十四條第一項第三号の次に第  
三号の二として次の一号を加え  
る。

三の二 高等裁判所長官秘書官  
第十四條第三項中「第一項」を  
「前項に、」各高等裁判所又は各  
地方裁判所を、」各高等裁判所、各  
地方裁判所又は各家庭裁判所に改  
め、同條第二項を削る。

第三條 判事補の職権の特例等に関  
する法律（昭和二十三年法律第百  
四十六号）の一部を次のように改  
正する。

第一條第一項中「同法第二十九  
條第三項」の下に「（同法第三十一  
條の五で准用する場合を含む。）」  
を、「地方裁判所」の下に「又は家  
庭裁判所」を加える。

第二條の次に次の一條を加え  
る。

第二條の二 裁判所構成法による  
司法官候補たる資格を有し、清  
洲國の學習法官、高等官候補又  
は前條に掲げる清洲國の各職の  
在職年数が通算して三年以上に  
なる者については、その三年に  
達した時に裁判所構成法による  
判事又は檢察たる資格を得たも  
のとみなして、前條の規定を準  
用する。

第四條 裁判所職員の定員に関する  
法律（昭和二十二年法律第六十四  
号）の一部を次のように改正す  
る。

第四條中「専任四千六百九人  
三級」を「専任四千五百五十一人  
三級」に改める。

第五條の次に次の一條を加え  
る。

第六條 三級の廷吏の員数は、専  
任五十八人とする。

第五條 檢察廳法（昭和二十二年法  
律第六十一号）の一部を次のよう  
に改正する。

第二條第三項中「高等裁判所又  
は地方裁判所を、高等裁判所、地  
方裁判所又は家庭裁判所に改め、  
同條第一項の次に次の一項を加え  
る。

地方檢察廳は、各家庭裁判所に  
も、それぞれ對應するものとす  
る。

第十條第五項第二号及び第三号並びに第十五條第二項及び第三項中「少年裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第七條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四百六十三條但書を削る。

第八條 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 家庭裁判所において、この法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とする。

第三條 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、參與員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。

調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員会がこれを行う。前項但書の規定は、調停にこれを準用する。

第十條第二項及び第二十二條第二項第一号中「地方裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第九條 左に掲げる法律中「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）  
児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）

人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）  
精神病者監護法（明治三十三年法律第三十八号）  
民法（明治二十九年法律第八十九号）

附則

第十條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、第六十條の二、判事補の職権の特例等に関する法律第二條の二及び裁判所職員の定員に関する法律第六條の規定並びに裁判所法第十條、第六十三條第一項及び裁判所職員の定員に関する法律第四條を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

第十一條 第一條中裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條を改正する規定は、この法律施行前に公訴の提起があつた事件については適用しない。

2 前項の事件については、改正前の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十二條 この法律施行前における少年審判官の在職は、この法律による改正後の裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、裁判所調査官の在職とみなす。

第十三條 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六十三條第二項の家庭裁判所は、同法施行の際事件が係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

第十四條 この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及び

この法律による改正前の家事審判法（以下旧家事審判法という）第四條の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日、その家事審判所又は地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

2 家事審判所の審判に関する抗告事件及び旧家事審判法第四條の規定による抗告事件でこの法律施行の際現に抗告裁判所に係属しているものは、家庭裁判所の審判に関する抗告事件とみなす。

3 前二項の事件において、この法律施行前に旧家事審判法によつてした家事審判所その他の者の行爲は、別段の定めのある場合を除いては、改正後の家事審判法（以下新家事審判法という）の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

第十五條 この法律施行前に確定した家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、その家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

第十六條 この法律施行前にした行爲に対する過料に関する規定の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。

2 この法律施行前に參與員又は調停委員の職にあつた者の行爲に對

する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十七條 家事審判法施行法（昭和二十二年法律第五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

第十八條 家事審判法施行法第二十條第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならない。

2 前項の規定によつて差し戻した場合に、その事件において家事審判法施行法による改正前の非訟事件手続法によつてした裁判所その他の者の行爲は、新家事審判法の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

第十九條 民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）附則第十四條第二項又は第二十七家第三項（同法附則第二十五條第二項但書、第二十六條第二項及第二十八條びにおいて準用する場合を含む）の規定によつて家事審判所が行うべき審判は、この法律施行後は、家庭裁判所が行う。